

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(令和2年6月22日)

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが全員おそろいになっていただきましたので、教育民生常任委員会予算常任委員会教育分科会を開催いたします。

まず、皆さんおはようございます。

当委員会におきましてインターネット中継を行っておりますので、マイクに近づいての発言をぜひご協力いただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染防止のため傍聴なしといたしますので、念のため連絡をさせていただきます。

次に審査順序ですが、健康福祉部、教育委員会、こども未来部の順で審査を行います。

本日審査する議案につきましては、6月3日の委員会別議案聴取会、そして6月18日の議案聴取会全体会において説明を受けております。ということなので、各議案聴取会で追加資料の請求がなかった議案につきましては質疑より行いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それと、次に、今回の委員会中に所管事務調査を行うかどうかお尋ねしたいと思いますが、何かございますでしょうか。この委員会の中でということです。

○ 川村幸康委員

委員長何か考えがあるんですか。

○ 竹野兼主委員長

いや、今のところは、私のほうとしてはありませんが、取りあえず委員の皆さんにお尋ねをしようということで、お諮りをしております。

○ 川村幸康委員

休会中ですよ。

○ 竹野兼主委員長

休会中じゃなくて今委員会中です。当然ですが休会中の部分のところについては改めて、私も聞いた話ですけど、新型コロナの関係で伊藤委員のほうから休会中の所管事務調査を

行いたいという意向がある、それがちょっと棚上げになっているその部分と、それから、それ以外にもお尋ねしていこうというふうには考えているところですけど、今お諮りしているのは、今委員会中の所管事務調査についてということですのでよろしくお願いします。

この委員会を閉じた後に、休会中のというところをお諮りしていきたいと思っております。

○ 川村幸康委員

分かりました。

○ 竹野兼主委員長

何かございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、この委員会中についての所管事務調査は行わないことといたしたいと思えます。

それでは、まず、健康福祉部所管の議案の審査を行いたいと思えます。

まず、辻部長、ご挨拶をよろしくお願いいたします。そのままでお願いします。

○ 辻健康福祉部長

おはようございます。健康福祉部、辻でございます。

先週までの本会議一般質問に引き続き委員会ということで、本当にお疲れのところ恐縮でございます。

健康福祉部からは、補正予算といたしまして年金関係の国との情報連携、またこれは追加資料がございますので、後ほどご案内させていただきます。

また、条例改正としまして、新型コロナウイルス関係の傷病手当金の広域連合の関係で条例改正が1点ございます。

また、併せて、社会福祉協議会の理事会、民生委員推薦会、これを所管事務調査のご無理をお願いしております。少し6月としては盛りだくさんをお願いしてございますが、ど

うぞよろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求がありましたので、まず、資料の説明をお願いしたいと思います。

○ 太田健康福祉部次長兼保険年金課長

おはようございます。保険年金課長、太田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料タブレットでございますが、036月定例会議会、05教育民生常任委員会、そして、上から三つ目の001健康福祉部（予算分科会追加資料）をお開きいただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

資料も3の3のところをお開きいただきたいと思います。

先般の議案聴取会で、石川委員のほうからご依頼のございました件です。

国民年金についてでございますが、日本年金機構が国民年金保険料の免除申請の勧奨と継続免除の審査をするために、対象者の所得情報を従来どおり市町村が提出する必要があるということについて、これは令和2年度についてのみのことなのかどうか、その通知文をお示しするというご用意させていただきました。3ページの四角囲いのところ——ちょっと縮小いたしました——こちら、厚生労働省からの通知文でございます。

こちらの通知文の2段落目の右側のほうからちょっと読ませていただきます。

国民年金保険料免除の申請勧奨及び継続免除等申請者に係る審査について、当該事務の確実性を担保するために、令和2年度においては引き続き市町村から所得情報等を媒体等により提供いただく必要があるというふうに記載されておりますので、この通知によりまして、令和2年度については従来どおり市町村が所得情報を提供する必要があるとなったところでございます。

なお、令和3年度、翌年度はどうなんだということで電話で問合せしましたところ、日本年金機構において情報連携を行い、自分たちで所得情報を入手する予定ではあるが、まだ現段階では実際どうなるのか、どうするのかというのは分からないという回答をいただいた、まだ未定というところでございます。

また、併せてこの通知文、この四角の右上のところでございます5月29日付けの文書でございます。実は3月31日に厚生労働省の東海北陸厚生局の事務担当のほうからはメールで、令和2年度については引き続き所得データの媒体提供を市町村に対して依頼する予定ということで連絡をいただいていたところでありまして、それを受けて準備はしていたところでございますが、その段階では依頼する予定というメールの連絡でありましたので、正式な通知文書といたしましてはこちらで示させていただきます5月29日付けのものであることから、この文書を資料として提供させていただいたところでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入りたいと思います。

先ほどの説明以外の部分のところについても進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご質疑をお受けします。

○ 石川善己委員

ありがとうございます、資料。

直接議案がどうのこうのという話ではなかったもので、先の見通しをというところで資料をいただいて説明を聞かせていただいたところです。

令和3年度、どうなるかまだはっきり読めないという状況なんかというところは把握をさせていただいたのでしたとさせていただくんですけど、日本年金機構さんのほうも、本来であればというところが2年遅れという状況になっていくのかなと思うんです、もし来年度というのがあれば。これはここで言っているんじゃないんですけど、いかなものかなという思うところはありますが、令和3年度もその可能性があるということを理解させていただいたというところで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

それでは、議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

それでは、この形で全体会に審査を送るべき事項について、委員の皆様からの提案がございましたら発言を願いたいと思います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしというお言葉をいただきました。それでは、全体会に送らないことといたしたいと思います。

[以上の経過により、議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、教育民生常任委員会、議案第13号四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第13号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○ 竹野兼主委員長

この部分のところにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、6月3日に説明を受けておりますので、質疑から入りたいと思います。

この件につきまして、ご質疑をお受けしたいと思います。

ご質疑ございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

すみません、確認だけお願いをいたします。

この条例の一部改正ということで内容は承知しておりますが、これは、この後広報されるといことで、今後の対応になってくるかと思っておりますけれども、まさに3月、4月とコロナ禍で、県でも四十五、六名の方が感染する中で四日市でもいましたけれども、その時期の中で、国民健康保険も含めて、こういったお問合せであったりご相談があったかどうかだけ教えてください。

○ 太田健康福祉部次長兼保険年金課長

まず、この傷病手当金につきまして、今回の条例というのは三重県後期高齢者医療広域連合が条例を改正して、その受付事務について当市は条例で規定していますので、当市でも後期高齢者についての傷病手当の受付をしますという条例改正でございます。

荒木委員からご質問ありました傷病手当金、国民健康保険については、5月の開会議会のところで条例をお認めいただいたところでございます。

傷病手当金につきましては、今現在、1件、お問合せがありまして、その申請についてご説明した上で当人に申請書類を送らせていただいているところでございます。実際は、これは事業自体、業務自体はしているけれども、ご本人がお休みしたい、新型コロナの感染またはその疑いでお休みしたいという場合の制度でございますので、いわゆる事業自体がお休みとかということになりますとちょっと対象にならないのは、そういった意味では事業自体がお休みしているというような状況は対象にならないので問合せ件数がちょっと少ないのかなというふうに思います。

また、国民健康保険に関しましては、やはり納入について、コロナ禍で仕事が減ってきているのでというようなご相談とかお問合せというのはやはり出てきておるところで、何件か出てきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。後期高齢者医療制度については相談が1件、国民健康保険のほうは何件でしたか、すみません、確認です。

○ 太田健康福祉部次長兼保険年金課長

説明が申し訳ございません。

後期高齢者医療制度については、今のところ私どもはゼロ件で、国民健康保険の傷病手当金について、申請をしたいというのが1件でございます。申し訳ございません。

○ 荒木美幸委員

国民健康保険で1件の相談があり、そして、そのほかの相談が少し、何件かあるという

ことですね。分かりました。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

○ 川村幸康委員

新型コロナのやつを付け足したというんやろう、違うの、これ。

何か変わるの、これ。今までは、これをするとどうなったのかな。あまりよう分かっておらんのや、俺。

○ 太田健康福祉部次長兼保険年金課長

分かりにくくて申し訳ございません。

今回の条例というのは、もともと四日市市、うちどもが四日市市後期高齢者医療に関する条例を持っておりまして、その中で、私どもがする国民健康保険ではなくて、後期高齢者医療広域連合が行う75歳以上の方を対象とする保険について、私どもが減免の書類の受付であるとか保険料に関する申告であるとかという受付事務を各市町がしている。私どもが受付を行うことができるというのは条例で定めております。今回、後期高齢者医療広域連合の中で、後期高齢者医療広域連合の対象者に対して傷病手当金をするというのを後期高齢者医療広域連合が向こうのほうの議会で承認をしましたけれども、その承認を受けて私どもがその受付をします。その受付業務をするということが条例規定になりますので、今回受付事務を行うことも私ども四日市市の所管というか、所掌事務といいますか、受付を行うということについても条例で規定しないと受付ができないということなので、今回改正を出させていただいたというところでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、何これ、コロナ禍で後期高齢者医療広域連合が変えたで市も変えますということなの、そういうことでええの。

○ 太田健康福祉部次長兼保険年金課長

簡単に言うとそうでございます。ただ、四日市の国民健康保険の傷病手当金については、

せんだっての5月の開会議会で上程させていただいてお認めをいただいたということですが、実はそのときに後期高齢者医療広域連合も議決していただければ5月の開会議会のとくに併せて提出させていただく予定だったのですが、開会議会のとくはまだ後期高齢者医療広域連合のほうで条例改正がされていなかったのてちょっと遅れた形で、この6月、今回出させていただいたというところでございます。

○ 川村幸康委員

後先逆になったということや。出ておったのかなと思っておって、この間何かやったよな気がしておったで、そうやで何でかなと思って。

○ 太田健康福祉部次長兼保険年金課長

説明が悪いと思うんです。四日市で行う国民健康保険については川村委員におっしゃっていただきましたように5月にしました。

その後、三重県が行う後期高齢者医療広域連合のほうの——75歳以上の方は後期高齢者医療広域連合でしますのて——そちらの条例が後期高齢者医療広域連合の議会で承認されたのが先般の5月開会議会の後でございましたのて、それを受けて、うちは75歳以上の方の受付については、うちも条例規定なので、今回条例でこんな受付業務もしますよというので出させていただいたというところでございます。

○ 川村幸康委員

分かりました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第13号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者の入替えがありますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。準備ができましたので、続けさせていただきます。

教育民生常任委員会の所管事務調査ということで、令和元年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会報告、令和2年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会報告、令和元年度第10回から11回までの四日市市民生委員会推薦会報告、令和2年度第1回四日市市民生委員推薦会報告を併せて一括して説明を受けたいと思いますので、説明の資料をお願いいたします。

○ 矢田健康福祉課長

健康福祉課、矢田でございます。よろしくお願いたします。

資料のタブレットの中の収納場所ですが、トップページ03、6月定例会議、05教育民

生常任委員会、002健康福祉部所管事務調査資料でございます。よろしいでしょうか。

まず、3ページをご覧ください。

去る3月26日に開催されました令和元年度（平成31年度）第3回四日市市社会福祉協議会理事会の報告をさせていただきます。

本理事会は、四日市市社会福祉協議会の事業、予算等の協議を行う位置づけとなっております。

今回の議事項目は6件ございました。

3ページの4の（1）の会議の概要をご覧ください。

理事の一部変更、各種規程等の一部改正、平成31年度資金収支補正予算、令和2年度事業計画及び収支予算、第6次四日市市地域福祉活動計画、評議委員会の招集について、理事総数14名中13名による審議が行われ、別段異議なく承認されました。

うち、理事の一部変更についてでございますが——その下、4の（2）にも書かれておりますが——四日市青年会議所理事長の交代によるものでございまして、西川氏から大谷氏に交代してございます。

次に、各種規程等の一部改正についてでございますが、社会福祉協議会の給与規定は、現在、国の基準に準拠しておりますが、この国の基準に合わせるため給与規定を改正するものでございます。

ほかには、平成31年度資金収支補正予算、令和2年度事業計画及び収支予算、第6次地域福祉活動計画については、12ページ以降の参考資料がついておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

また、3ページ、5の報告事項としまして、会長と業務執行理事の業務報告、令和元年度（平成31年度）資産運用状況及び令和2年度資産運用方針の報告がございました。

こちらについては256ページ以降に資料がついておりますので、またこちらもご覧いただけたらと思います。

次の4ページについては、理事会開催日時点での名簿でございます。

続きまして、5ページへ進めさせていただきます。

こちらと同じく、去る6月4日に開催されました令和2年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会の報告でございます。

こちらの議事項目は7件ございました。

会議の概要は、理事の一部変更、福祉サービス相談窓口、第三者委員の選任、評議員候

補者の推薦、平成31年度事業報告及び収支決算報告、平成31年度監査結果報告、各種規則等の一部改正、評議員の招集について、理事総数14名中11名の出席の下、審議が行われました。別段異議なく、全て承認されました。

うち、理事の一部変更については4の(2)のとおり、四日市老人クラブ連合会の会長が佐久間氏から壺田氏、また、四日市市厚生保護女性の会会長が、今井氏から櫻井氏に交代されたことによる理事の変更でございます。

評議員候補者の推薦、平成31年度事業報告及び収支決算報告、平成31年度監査結果報告、各種規則等の一部改正については260ページ以降に資料はついておりますので、ご覧いただければと思います。

また、報告事項としましては、会長と業務執行理事の業務報告と令和2年度資産運用状況、新型コロナウイルス感染症への対策等についての報告がございました。

こちらについては、詳しくは601ページ以降の資料となっておりますので、こちらもまた後ほどご覧いただければと存じます。

次の6ページの名簿でございますが、こちらも開催日時点での名簿でございます。ご参考につけております。

続きまして、次、7ページへ進めさせていただきます。

令和元年度第10回四日市市民生委員推薦会の報告でございます。

この推薦会は、民生委員児童委員並びに主任児童委員候補者の適否を審議し、三重県知事に推薦することを役割としております。

7ページの第10回、それから、その次の8ページ、第11回は、いずれも持ち回り審議とさせていただきます、民生委員児童委員候補者、合わせて6名について審議をお願いしました。

委員総数13名中13名全員による審議の上、異議なく、全候補者について承認をいただきました。

さらに9ページ、令和2年3月31日時点での委員名簿でございます。

その次へ進みます。10ページも同じく令和2年度第1回目の民生委員推薦会の報告でございます。

今回、3名の候補者について、こちらもまた持ち回り審議をさせていただきます、異議なく承認をいただきました。

次の11ページは、令和2年6月1日時点での名簿でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明お聞き及びのとおりです。ご質疑ありましたら挙手にてご発言を願います。

○ 荒木美幸委員

第1回の報告内容に新型コロナウイルスの状況ということで、資料601ページからのところだというご説明で今拝見させていただいているんですけども、当然、福祉金の貸付けがかなり出ているんだろうなという状況を予想しておりましたので、予想どおり604ページを見ますと、かなりの件数があるということを伺い知ることができます。

確認なんですけど、この相談件数、例えば小口資金の場合、714件の相談と電話件数が533件というのは、それぞれがこの件数なのか、あるいは相談件数の中に電話を含むのかを教えてください。

○ 中森健康福祉課管理係長

健康福祉課の中森でございます。

ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃった中にありますとおり、この相談件数と電話件数につきましては含んでおります。まずは、なかなか赴いて相談の前には電話でのご相談がまずございますので、その件数と相談件数が含んでおりますので、ご回答いたします。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

報告のほうは特に問題ないんですけど、第1回目今年の理事会が3月26日に実施され

ているということで、その実施の判断も難しかったと思うんですけど、実施に至った判断、その辺のバックグラウンドというか、どういう観点で行ったか。民生委員のほうを持ち回り審査ということで、これは毎年同じように持ち回りで審査されているんですかね。今回、新型コロナ対策で持ち回りにしたのか、その確認だけなんですけど。

○ 矢田健康福祉課長

3月26日という時期的なもので理事会を開催させていただきましたけれども、新型コロナ対策としましてマスクの着用、それから会場入場前の手指消毒、間隔を空けてということで、そういうような状況で開催できるということで判断して理事会を開催させていただきました。

それから民生委員の持ち回りについてでございますが、推薦として地域から上がってきたらなるべくすぐ進達したいので、皆さんの日程を合わせているとどうしても長く先になってしまいますので、職員がもう各委員さんに持ち回って素早く進達できるようにということで、今までもやっておりました。

○ 中村久雄委員

民生委員のほうは通常どおりの対応やったということと、社会福祉協議会の理事会のほうは、新型コロナの感染予防を徹底した上で、もちろん大会とか、後ほど控えていますから、その辺の決議を理事会でしなくちゃいけないので、そういう形で実施したというふうな理解をさせていただきました。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑。

○ 川村幸康委員

社会福祉協議会にいろんなことを委託して事業をしてもらっておると思うんですけど、これを見ておっても喫茶店なんかは売上げが上がっておるで、収益は。影響はほとんどなかったのかなと思うけど、その他の福祉的な委託事業というのは、今回は多分たまたま時期的なものでなかったかわかんけど、来期はえらいことやろうなと思うと、できるもの、

それから、委託してもなかなか達成できやもんから、障害者の作業所なんかも減っておるとか、いろんなことを新聞なんかで見ると、今、もう本当なら何か対応して考えておかんともたんのかなと思って、予算も含めてね。そこらの見立てをどうしておるのかと思って。もし何か、福祉の店とか、これ、ようけあるよね。もうすごい幅広くやっておるやんか、包括支援やら。そこらも含めて、これやと一変したと思うんやわ、状況が。その辺どうなんやろう。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部、辻です。

本当にありがとうございます。

おっしゃるとおり、この社会福祉協議会、市から委託しているもの、指定管理でお願いしているもの、社会福祉協議会独自のものがあります。

それで、いずれもはっきり言いまして非常に大きな影響を受けております。例えば、指定管理を受けておるたんぼぼでありますとか共栄作業所あたり、早い時期から外部との、例えば配達でありますとか、非常に外部と内部を分けて、逆に言うと非常にそこに手間をかけてやっていたりします。それとあと、例えば共栄作業所なんかですと雇用契約を結ばないB型の事業所になるんですけれども、工賃の話が今回の議会でもございましたけれども、やはりそこへ作業を出していただく作業内容でありますとか工賃、ここにも影響が今後出てくるというのはもう――出てきてほしくはないですけれども――出てくるという想定で事業を組まないといけないなと思っておりますし、特にデイサービスなんかはゆりかもめでやっておりますけれども、その辺りの影響も若干控えていただいたところもありますので、ただ、こちらとしては作業の人数、今まで以上にかけていますので、その辺りの収支――この辺りは収支だけで見てはいけないのかも分かりませんが――やはり組織として継続していく以上、その辺、直ちの影響ではないですけれども、今、徐々に影響は来ているという認識を持っておりますのでこれは、年度末あるいは予算要求時期ではなくて、逐次見ていこうとして、今、取り組んでおる最中でございます。本当にありがとうございます。

○ 川村幸康委員

お願いなんやけど、だから、これ600ページあるのやけど、丁寧に全部見てどうという

んやけど、概要版でもええで、いろんなそういう事業がありますやんか。障害者の観点でもたくさん、高齢者の観点でもたくさんあるし、収益的事業やらサービスでいうと、ホームやら共同募金やらいろんな資金の貸付けから全てありますやん、いっぱいありますやんか。これがどうなっていくかという見立てだけは私らに一遍、もうちょっとダイジェスト版で報告いただいて、これ、補正予算を組まなあかんのやったら、たんぽぽとかあんなのでも全部、共栄作業所やあさけワークス、全て、ホームヘルプサービスやら通所のデイなんかでもちょっと違うやろうで、予算もかかるやろうで、そうすると、早め早めに上げてしたらんと、その当事者らの人からは結構、どうなるのやろうというのは私らにも届いておるで、声が。福祉の店やらいろんなところも全て、一般の事業者でも大変なんやで、特にこういった形の脆弱な基盤のところは余計弱いとなると、多分、税の投入をどうするかということと、今後どうやっていくんやということも考えなあかんようときも出てくると思うで、早めに私らに一遍そういう、あなたらの頭を整理するためにも、こちらにもそういう資料を提供していただいて、どれが1番いい道かなって探る手だてを今のうちに私は手を打っておいたほうがいいかなと思うので、資料要求がてら一遍してください。そんな事細かにこうやというんじゃなくて、これぐらいお金、多分新型コロナ対策で要ってとか、寄附金を当てにしておったり何か当てにしておったけど、それも減りますよというのを分かりやすく。その上で、皆さんから集められる税金、これぐらい投入が必要ですよというなら、それはやっぱり早いところ出してくれやんと。お願いします。

○ 竹野兼主委員長

川村委員のほうからお話しいただいたコロナ禍でどのような影響があったか、今後運営していくに当たっては、どのようなサポートが必要なのかという意味合いのところでの資料請求をされましたので、その点について、この部分については、なるべく早くというのが必要だと思いますので、日程はあえてここまでとは言いませんけど、健康福祉部のほうとして、しっかりとした先の目線を持った形でその資料の作成をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 辻健康福祉部長

ありがとうございます。非常にエールをいただいたというふうに感じております。できるだけ早く資料を整えたいと思います。本当にありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

○ 伊藤昌志委員

先ほど荒木委員がおっしゃっていただいたところに関連するので、すぐにちょっと手が上げられなくて失礼しました。

604ページの緊急小口資金のところなんですけれども、私も非常に市民の方からよかったですとお声をいただきました、案内等、電話対応と、あと、サイトでゴールデンウイーク中も開いていただいて非常に助かってという声をたくさん聞いております。ありがとうございます。

小口資金のところの数字が、電話件数が相談件数に含まれるということで今お聞きしたので、よろしかったですよね。そうすると、下の特例総合支援資金は電話件数のほうが多くなっているんですが、これはどういう、内訳がちょっと理解できず、お教えてください。

○ 中森健康福祉課管理係長

まずは、どちらの資金につきましても、皆様、お電話で相談いただいたんですけれども、その結果、相談内容に基づいてご判断させていただいた結果、相談窓口にお越しいただいてまでの相談に至らなかった件数があったということでございます。

○ 竹野兼主委員長

特別意味はないということやね。

○ 中森健康福祉課管理係長

そうです。

○ 竹野兼主委員長

実際に来られた件数と、たまたま小口資金のほうについては相談件数714件で、電話件数も533件あったと。ということは、普通に考えてみれば、件数の多いほうの部分が全体の数字ということでいいんですかね。

○ 中森健康福祉課管理係長

さようでございます。

○ 伊藤昌志委員

そうすると、小口資金のほうも電話件数の中には相談件数に含まれていない数があるということですね。

○ 中森健康福祉課管理係長

健康福祉課、中森でございます。

おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○ 伊藤昌志委員

これはこれで理解をさせていただきましたので、相談、実際に来なくても電話件数を入れるのも一つかなともまた思いましたので、ちょっと不明でしたので確認しました。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もありませんので、本件につきましてはこの程度とします。

それでは、これで健康福祉部の審査は全て終了しました。理事者の入替えを行いますので、委員の皆様はしばらくお待ちいただきたいと思います。ご苦労さまでした。

それでは、理事者の準備が整いましたので、ただいまより再開いたします。

それでは、これより教育委員会所管の議案の審査を行います。

まず、葛西教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 葛西教育長

皆さん、おはようございます。

いつも教育委員会、大変お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、予算常任委員会教育民生分科会ということで、議案第19号6月議会の一般会計補正予算でございます。それから、教育民生常任委員会としまして、議案第15号工事請負契約、これは羽津中学校と、それから山手中学校の給食受入れ整備についてです。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第5項 社会教育費

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費につきましての審査を行います。

本件につきましては、6月18日の議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑のある委員の皆様におかれましては、挙手にてご発言を願います。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。

予算参考資料のほうでタブレットのほう、ページ、ご案内させていただきます。03、6月定例月議会の05教育民生常任委員会、117、6月1日追加配付の令和2年6月補正予算参考資料（第4号）6月19日上程分でございます。これの20ページから、奨学金事業補助金から図書館博物館の設備管理運営費、24ページまでが資料でございます。よろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

説明の形で、20ページから24ページですので、よろしくお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

先日上程された部分の今の奨学金の件のところで少しお聞きをします。

これは、まさに組立てをして調査をしていただいているよりよい奨学金の制度にするためにというところの内容に含まれてくることだと思います。一般質問でもこの部分はありましたので理解をしております。この費用を市から四日市奨学会へ補助金として支出するという形を取るということですので、これは奨学会のほうから、要するにこれだけお願いしますという申請に対して補助金をお支払いするという、そういうものでよかったですでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。

来年度といいますか、今年募集させていただいて令和3年に支給開始の部分につきましては、奨学会のほうで実施をしていただきますので、3月には奨学生といいますか、貸付けを受けていただく方が決定いたしますので、その額が確定いたしましたら、その中で一時金の部分の金額を奨学会に補助金として支出するという形を考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

そうすると、この高校生22人、大学生23人というのは、市としてこれぐらいは補助金として必要だろうということで準備をされているんだと思うのですけれども、例えばこれ以

上とかの申請があった場合の対応とかはどうなるんですか。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川です。

奨学会につきましては予算を持っておりまして、その中で、高校生、大学生を足して45名というところでこの給付金の月額予算額、それから、この入学支度金の予算額を持っておりまして、その範囲で採用させていただくという中で、これは一時金の入学支度金の奨学会の予算額というところで、その予算額を限度として補助金の予算とさせていただいたというところでございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

○ 川村幸康委員

今のところは、期間はどうなるの。ずっとやっていくの、これ。

○ 長谷川教育総務課長

まず、今回新型コロナの関係もございまして給付させていただきたいとしたのは、一時金ですと来年度以降の支給に影響がございませんので――影響がないというか、制度を変えられる――ただ、月額ですと何年かは継続してその額をお支払いさせていただきますので、これは新しく給付型の事業、市が行う事業に寄せ替えることが、変えていくことがしやすいという点も含めて、まずこの奨学会への補助金という形で入学支度金を一時金にすると。令和4年度以降の給付につきましては、また改めてきちんと制度をご説明させていただいて、今後、四日市市の給付型の補助金をどうさせていただくかについてはご説明をさせていただきたいなど、このように考えております。

○ 川村幸康委員

というのは、今回これ、走りながら考えたでこうなったけど、今後どうして行くんやという見たてをやっぱり考えたほうがよかったのかなという気もするのやわ、私は。どうし

てという話になると、ここは救ったけど次はというのが分からんよりは、これはこういう形で救っていくというのでええならええ制度にしたほうがいいけど、ある意味フェアじゃないというか、たまたまか。もしこういう制度を入れるのであれば、税投入で、やっぱり、返還不要の給付になるわけやろう。そうであれば、どうなんや。ただ、給付と負担の問題は出てくると思うけど、公平感も。そうやけど、ここではいつきですからって議会にも言われると私らもなかなか否定しにくい中で、そうしたら今後、ここだけ救ってええんかというのを私ら、問われたときにどうするのやという話でいくと、できればもう、議案は議案としてあれやけど、今後これはもう導入していきますという話なんか、いやいや今回だけですわっていうのでは、ちょっと待てよと思うところもなきにしもあらずというのは皆さんも一緒やと思うんやわ。だから、喉元過ぎればなるから、やるのであればここはもう性根据えてこれはやりませという話をきちっと打ち出して、私らも賛成するなら賛成するということにならんと。1回限りと違うでな、この影響は。またこれ、分からんと思うんさ、今後どう収束が見えて、また、経済活動が正常に戻りつつあるというのと、その判断もよう分かるんやけど、理由は。ただ、この奨学金に対しては、大体経済的に弱かって、コロナ禍以前からも弱いというところに対して、この人たちにはこういったことから、できればもう、そういったほうがいいよねという思いはあったでさ、みんな。そしてやっていきましょうと。ただ給付と負担の問題というものは、もらえないというか、頑張っで働いてあれしている人もおるわけやで、そこの関係性でいくと、今回こうやっていくというのは、やっぱり次の期間の問題もあるで。例えば私やと5年間ぐらいはこれでいきたいというなら、私のこれ仮案やに。5年間やら、コロナ禍の影響が、1年というのは俺はおかしいと思っておるで、3年とか4年とか5年、どれがどうなるか分からんけど、5年間ぐらいこれでいきますと。今後、経済が戻りつつあるんやったらもう一度給付からあれに変えますよとか、そういう議案にならんかなと。俺はそれが一番いい提案かなと思っておるんやけど。行政からそういうのをされればもろ手を挙げて賛成したけど、今回これ1回切りになると、次にやる時に分からなくなってくるで、そうしたらもうどうするのやと。そこだけきちんとしておいたほうがええんと違うかなと思って。これは議員にもみんなにも投げかけておる話なんやけど。

○ 竹野兼主委員長

ちょっと確認なんですけど、今、川村委員のほうから確認された部分のところで、これ

まで入学支度金については貸与という形で返還するものになっていた。今回、コロナ禍の影響も含めて、今後、入学の部分のところについては、これからもずっと補助金にするというような形で今回提案されているという状況にあるということで、川村委員のほうからは、これは年度を5年間なら5年間に限定するべきなんじゃないかというようなちよっとお話もいただいたんですけど、行政側としては、これからこの部分のところについては全て継続して、支度金については補助金にするという意味合いでの提案かなと思って、そのところだけ一度はっきりさせてください。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。

まず、この補助金につきましては今年度のみといいますか、令和3年のみです。令和4年になれば市が直接事業を行いますので、奨学会に対する補助金というのはなくなるということです。その際に、今おっしゃっていただいた市がやる事業について、この入学支度金を給付型とするのか、それとも貸付けとするのかというところでございますが、全体の設計については、やはりまだ、私どもとしても、やはり一時金というのは、いわゆる支度金という経済的支援の意味合いも強うございますので、そういう考え方もあるのかなというイメージは持っておりますが、全体の制度としてはまだバランスといいますか、そういうところもございますので、制度設計ができていないところがまず、申し訳ないですがちよっと間に合っていないところがございます。そういう中でやはり――下にスケジュールがございまして、この24ページの資料の――7月には周知して、例えば夏休み前の進学の懇談とかで学校から奨学金の案内と活用についてお願いをするということもございまして、なるべく、やはり今年度、令和3年度にどうするかというところは決めたいと。その中で、一時金であれば来年度、再来年度に支給する部分はないので影響は小さいのかなと思っておりますが、その辺り、なるべくしっかりとした制度設計をしながら、今回お願いする予算と整合性を取りながら制度設計のほうもさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから、このままでいくと、入学時一時金として貸与しておったのを給付に今回だけは

するよということやもんで、そこがなかなか。そうすると、分かるんやけど、制度として公平感がどうなのかなと思って。

○ 竹野兼主委員長

今の話のところで言う、先ほど川村委員のほうからも委員会の、例えば議員間討議という意味合いというか、委員としてどのような意見を持っているのか。行政側としては、どういう制度の部分のところとって、少し検討をしていただくその材料としてもできるのではないかなというふうに思いますので、できたら、委員の皆さんからも今の考え方についてのご意見をいただけたらいいのではないかなというふうに委員長としては考えますが、何か皆さんのほうからももし出していただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○ 荒木美幸委員

意見ということになるかと思うんですが、この奨学会の件については予算のときも申し上げましたが、これまでのいろいろな経緯があります。その中で、当初予算で予算をつけていただいて、よりよい奨学金制度にするということで研究等をしていくということの予算だったと思います。

ところが、このコロナ禍において、来年度入学する方に限ってこのような形で補助金という流れにはなりましたが、つけていただいたということについては、これはこれで一定評価ができることかなと思います。一般質問でもありましたように、やはりこのよい制度により早くしていただいて、これ、スタートが令和4年だと思うんですね、計画では、そうですね。質問でもありましたように、できる限りお渡しができるようにというのはもちろん検討材料かなと思いますけれども、今、川村委員のおっしゃったことも含めて、よりよい制度がどういうものか。今、長谷川課長がおっしゃったバランスとかもあるかと思えますし、それから、これは市が主体というよりも奨学会さんが入っています、任意団体の。そこのやはり立ち位置の問題もあるかと思えますので、少し当初予算のときに立てた研究材料に新型コロナ対策というのが加わってきたと思いますので、今後、あまりゆっくりとはできないかも分かりませんが、調査研究、組立てをしていく段階の中で、今、川村委員のおっしゃったようなことも、今後、第2波、第3波もある可能性もゼロではありませんので、そういったことも含めて、しっかりいい奨学金制度に、持続可能な制度にしていいただければと思っていますので、私はそのような整理をしていただければいい

と思っています。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

他にご質疑はございますか。

質疑というか、今のところの議員間討議という意味合いも含めてということです。

○ 中村久雄委員

この議員間討議の確認は、入学支度金のところですね。

○ 竹野兼主委員長

いやいや。奨学金制度全体の部分のところについて、例えば委員としてどのような意見があるのかというのを、今、川村委員のほうから、今回のコロナ禍で、1年分だけで本当にこんな形でいいのかと、公平性が担保できないじゃないかというような意見をいただいたことについて、考え方なり何なりが、もし皆さんの委員会の委員としての意見があれば、今後それを基に奨学金制度の部分について行政側として、理事者側として、その意見を基によりよい奨学金制度を作っていただけではないかなという意味合いで、今、各委員の皆さんに意見を求めているところです。

○ 中村久雄委員

奨学金だったらそういう団体もたくさんあることですし、ただ、今回出ているのは入学支度金というところが市単で出ると。四日市として、学びたいという学生への入学支度金を制度として取り入れるのはいいかなというふうに考えます。

○ 竹野兼主委員長

議員間討議の部分も含めて何かあればということと、それから、今はすいませんが奨学金事業補助金になっておりますが、それ以外の学校教育活動再開支援経費及び準要保護児童生徒の就学支援とかという部分のところもまだありますので、この部分のところについての質疑もお受けいたしますので、よろしくお願ひします。

○ 荒木美幸委員

今の奨学金のところの一つ確認をし忘れたんですが、これは地方創生のプランニングの中の一つとして政策推進課ともすり合わせをしている内容であったと記憶していますが、よろしいでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

給付型という部分で、四日市に定住される場合において、さらにメリットを増すというような制度を考える中で、政策推進課の持っている情報とかそういうメニュー、補助金メニュー等も研究しながらやっております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。私もそれは承知していますので。

そうすると、この新型コロナ対策の部分の予算がそれを乗せることによって地方創生の枠に入るのか入らないのか、仕組みで私は分からないのですけれども、そういったことの調整もあると思いますので、先ほど、様々調査研究をということをお話ししましたが、それも含めて地方創生からお金を引っ張ってこられるような内容に組み立てることができるのか、新型コロナ対策をプラスするとそれが難しいのかという問題も出てくるとと思いますので、そこも含めてしっかりとした構築をお願いしたいと思っております。これは意見です。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

他にご質疑はございませんか。

○ 川村幸康委員

構築してもらうのに、これをやってからでも構築ってできるの。この制度をやっぱり作る前にしておかなあかんの、どっちなの、手続的には。

○ 長谷川教育総務課長

今回の補助金をお願いするのは、新しい奨学金の制度ではなくて、今、奨学会がしている現在やっておるやつへの補助金をお願いしておりますので、新制度とは原則切り離すことは可能かと思っておりますが、ただ、川村委員おっしゃるように経年といいますか、やっぱり年度ごとの公平性というのも多くありますので、その辺りも十分に検討しながら、ただ、こういうことで少しでも新型コロナ対策として、しかも、将来へ向かって最小限の影響になる部分はここですので、ここだけでもお願いできないかなというのが今回のお願いです。さらに、今回いただいた意見とか今回お願いした予算との整合性も新たな制度を作るときには検討させていただきたいと、そのようにも考えております。

以上です。

○ 川村幸康委員

コロナ禍という本当に大変な、すごいことやと思うんやわ、そう経験することない。そんなときに制度を作ってやっていくんやったら、短期的に1年や今だけというのではなくて、長期的に見た中でどうするかというのはやっぱり、もう絶対にこういう新型コロナ対策でこんなのは必要やし、今のこの人数のこの人たちだけをとる物の見方もしておるけど、去年もおととしももらっておる人もおる。それから、今度、次もつながる人もおるというふうに見てどう考えるかということもないとあかんやろうし、それともう一個は、奨学金ということのそもそも論というかな、根本が何やということも考えやなあかんで。やっぱりその辺が、コロナ禍やでというのでふっといくという考え方の制度設計では、後々考えたとき、どうやったんやということを残すと私は思うことが多いもので、こういうのは。だから、やっぱり長期的に見ながら、去年もらった人や来年もらう人のことを考えたらどうなるのやとか。それから、そもそも奨学金って何なんていうところはきちっと押さえて、それできちっと議案として出してくるというのが一番いいのかなというふうには思っているけど。だから、そういうことを踏まえて1度きちっと研究し直して、またよりよいものにして、そういう側面を見ながら考えてもらえなと思います。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

提案内容については、先ほどの意見はもう重々、委員の皆さんも認識していただいたと

思います。ただ、今回の部分については、新型コロナの対応についての来年度の部分のところについての予算であるということ認識して賛成反対の表明もしていただきたいと思っています。

○ 後藤純子委員

文部科学省が新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの中で、各自治体において実施している奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うって発表されていると思いますので、貧困によって希望するのに学びができないという方がでないように、就学金制度というのはきっちり周知して行っていただきたいと思っています。意見です。

○ 長谷川教育総務課長

ありがとうございます。

まず、奨学会の今の奨学金につきましては、そういう急変の場合の随時受付も実は可能というところで、それはホームページであったり、これからまた高校校長会のほうにもお邪魔をさせていただきますので、その際にもそういう随時の受付もさせていただいているということも改めてご説明しながら、何とか学生が修学を続けられるような、そういうサポートをしていきたいと考えております。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はありますか。

○ 伊藤昌志委員

この事業補助金についてです。二つありまして、奨学金は歴史が長いので、今回のもととあるほうも、10年間1年据置10年以内の返還ということで、数字的にすごくその方のことを考えていただいている奨学金になっているというのが数字を見てよく分かります。

併せて、コロナ禍で補助という考え方が出てきたんですけども、手厚く手厚く手厚くという形で、数字を現状把握していただけたほうが、全体的に見て予算的に大きなものではないので、ぜひ推進していただきたいなと思います。意見です。

○ 竹野兼主委員長

これ以外のところでも、一応ちょっと分かりにくくなるとあきませんので、この奨学金事業補助金のところについて、何かそれ以外にもご意見がありましたら。

○ 川村幸康委員

反対って私は言うておるわけではなくて、行政側が出してくる場合は、そこも含めてどうするんやということの説明が本当はできるようにして説明すべきであるって思っておるんや、私の考え方は。そうじゃないとあかんよということをおるの。へたをすると、俺は反対しておるように聞こえておるのかな。

そもそも行政が提案してくるには、そういうプロセスを経て、そっちの方面も検討してこうですよという話にならんと本当はあかんよという話。

○ 竹野兼主委員長

川村委員が言われたみたいに誰も反対しているなんていうふうには僕は思っていないとっております。そういう意味合いで先ほどもお話ししましたが、将来の奨学金も含めた部分のところでの今ご意見があればということで、非常に役に立てていただけているので、その話でお願いしたいと思っております。

それ以外で、奨学金事業補助金のところについて何かご意見なり何かありましたら。なければ、それ以外の部分の項目についての質疑を改めてお受けいたしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○ 中村久雄委員

21ページの学校教育活動再開支援経費の財源内訳で、要は、国庫支出金が出るのは給食調理員さんの熱中症対策で、ほかは市単というところですね。その確認を。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

国の2次の補正におきましては、まだ詳細なことがございません。ただ、この給食実施に関する熱中症対策に関しましては、具体的な例示として表示されておりますので、こち

らへ計上させていただいております。

今後、より詳細な情報を取りながら、1番の感染症対策強化のパーテーションも対象になるのであれば補助対象というふうに考えていきたいというふうに思います。今後また国の動向等を見ながら、注視しながら対応したいというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

分かりました。

続けて22ページのほうですけど、これは、特別支援教育就学奨励制度が国の補助の対象になるという理解でいいですか。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

いわゆる学校教育課が行っている就学援助につきましては、これは今回も給食の中止に伴う補正という形で上げさせていただいておりますが、就学援助につきましては、そもそも事業が市単でございます。ですから、今回の補助の対象となっております。特別支援学級の子に対する特別支援教育就学奨励費のみ2分の1補助ということになっておりますので、お願いいたします。

○ 中村久雄委員

2番の部分が国の事業というところですね。今回この就学援助制度の、要は、食べていない給食代も援助しますよということやね。今までからみたら物すごい手厚い、本当に、結構補助金やなんかでも飲食費は別やというところで、すごい手厚いんだけど、ここに至った経緯や背景を確認させてください。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

給食を実施していない臨時休業中の給食につきましては、一つは5月19日付けに文部科学省から、保護対象の家庭については、給食を実施していないときも対象経費として計上しても構わないと。準用についても、それに準じて考えることができるというような通知をいただいております。

ですので、四日市としましても、この期間給食を実施したとみなして就学援助の対象にしたいというふうに考えております。また、周辺の自治体も確認したところ、今後その方向で進んでいる自治体が多いというふうに聞いております。また、臨時休業が1か月に及びましたので、その間の昼食代については、やはり給食代よりも当然費用がかかっておりますので、かなり家計の逼迫につながったというようなご意見は何っております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

今までの行政からしたら、すごい考え方が変わったなというのがあります。ただ、この就学援助制度もそうですけど、やはりここに就学援助を受けられるのか受けられないのか、そんなに差はないけどという家庭もたくさんあるかと思います。その辺の考え方もしっかりと見据えた上でこういう制度、支援制度を設計して行ってほしいと思います。これも意見で。

続けて、23ページの施設管理運営費の図書館の消毒器ですけど、これ、2台ってどこかで聞いた覚えがあるんですけど、台数的には何台ですか。

○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。

現在考えておりますのは、1台導入ということで考えております。

○ 中村久雄委員

今回はこの市立図書館に入れるということですけど、ほかにも図書館があるんですけど、その辺の今後の展開というのは何か考えられていますか。

○ 大森図書館長

あさけプラザ図書館と楠交流会館図書室がございますが、担当が市民文化部になってまいりますので、こちらのほうでお答えすることはできないという状況です。

○ 中村久雄委員

分かりました。失礼しました。

○ 川村幸康委員

学校の図書はどうしておるの。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村です。

学校につきましては、基本的に使用前使用後の手洗いの徹底ということで対応しております。

○ 伊藤昌志委員

関連。

すみません、図書館のほうなんです、私、1台とっていなかったんですが、単価ってこんなでしたっけ、1台ということでお答えいただいたので、運用方法、もう一度教えていただけないでしょうか。

○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。

基本的には、今考えておりますのは、入り口のほうに置かせていただきまして、利用者の方が借りていただく際に消毒していただくというような運用で考えております。

○ 伊藤昌志委員

そうすると、希望者の方がこれを利用するというところでよろしかったですか。

○ 大森図書館長

現在考えておりますのは、そのような形で実施をさせていただきたいというふうに思っております。一般的な図書館の使用方法につきましても、大体このような形でやられておるといところでございます。

○ 伊藤昌志委員

勉強不足かもしれません。金額ってこれぐらいが妥当な感じですか。すみません、間違

えたかもしれないですけど、同じようなものが数万円だったかなと思っていたので、全然違いますかね、間違えましたかね。何十台かなと思って今日聞こうと思っていたんですけど、すみません。

○ 大森図書館長

大体3社ほど機械があるかなというふうに思っております。

今、上げさせていただいておりますのは6冊用というものでございます。あとほかに4冊用、2冊用というのもございます。ほかのメーカーを見させていただくと6冊用というのはいないんですけど、3冊用で70万円とか、金額的にはそれほど、その数万円というのは申し訳ございません、ちょっと確認をさせていただいていないというところでございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 石川善己委員

簡単に確認というか、少しずれるかも分からないですけど、21ページの夏季における学校給食の実施対策ということで、これ、相当暑くなると思うのでしっかり対応していただきたいなというところがあるのと、ちょっと参考に伺いたいんですけど、本来やったら休みじゃないですか。調理員さんが従来のとおり、人員確保の心配を实はしていて、ちょっとこことずれるんですけど、各学校で普段お世話になっている調理員さんの確保に動いているんですかねというところと、もし、本来来ていただいている方がもともとやったら休みやったので来られないというケースがあった場合、どのように教育委員会で対応するのか、あるいはしているのかというところがあればちょっと聞かせていただきたいんですけど。

○ 長谷川教育総務課長

まず調理員のほうですが、正規調理員とパート調理員がおりまして、まず、正規調理員につきましては、もうこれは正規ですので、休みであろうが勤務できると。実際、今回の夏休みの延長といたしますか、1学期の延長に伴いまして、あらかじめ調理員さんに学校のほうから雇用の期間の変更をお願いすると。さらには、5月中にその辺りで雇用調整が必

要な方の調査も含めて、学校のほうで7月の20日頃から末に向けた雇用の確保については、それぞれの調理員さんと相談していただく。調理員にかかわらず、例えばほかの学校に入る、いわゆる会計年度任用職員についても同様の調整をしていただいたというところがございます。

以上です。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

ということは、もう人員の確保は大丈夫とっていて問題ないということでもいいですね。確認だけ。

○ 長谷川教育総務課長

学校のほうで調整いたしておりますが、何分やはり体調等ございますし、慣れない作業といえますか、暑いところでこれまでも頑張っていたいただいておりますが、それが期間が延びるといいうところもございますので、人員の確保といえますか、個々の方々の体調管理といつか、きちっと働いていただけるような、そういうサポートについては、学校教育等、しっかり努めていきたいと考えております。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

意見だったと思いますが、今の部分については、議案とは少し外れているということだけお願いしておきたいと思います。

○ 伊藤昌志委員

今、石川委員がおっしゃっていただきましたように、ここ、直接ではないですけども、熱中症対策、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ここの学校給食のところですが、暑熱環境下になるので、当然そちらの委託会社のほうで労働安全衛生管理はされていらっしゃるかと思うんですけども、そことの現場との確認をした上での熱中症対策が今出されているということによろしかったでしょうか。

○ 内村学校教育課長

それぞれ学校の状況を聞かせていただく中で、有効だというふうに判断したものについて、特にクールベストですとかネッククーラー、身につけるものを中心にということで考えさせていただきました。

なかなか給食調理施設ということもございますので、風を起こすことができないということもありますので、かなり現状エアコンのない学校が多い中におきましては、直接的に身につけるものが有効やという判断の中で、もちろん現場の調理員さんのご意見もお伺いさせていただきました。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

学校現場の中では、給食現場のほうが既に以前から労働基準監督署が唯一入っている場所だと思いますので、ぜひ関連、そちらの会社のほうと相談の上、いい対策をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○ 平野貴之委員

図書館の消毒器のことに戻るんですけど、その前にちょっと確認させていただきたいんですが、図書館で貸出しはもうやっているんですけど。

○ 大森図書館長

図書館、大森です。

貸出しのほうは5月27日から実施をさせていただきまして、6月12日からは閲覧を少し始めさせていただいたというところでございます。

○ 平野貴之委員

先ほどの消毒器の使い方のところに戻るんですが、先ほどの答弁では、来館者の人が使うときにこれを自分たちで使っていくというふうに聞いたんですが、貸出しから返ってきた本をまとめてやるということはないんですか。

○ 大森図書館長

例えば、貸出しから返却、返ってきたものを実施させていただいたとしても、例えば図書館に戻したりさせていただきますと、利用者の方、いろいろ触れられたりされますので、実際には借りていただく際に消毒をしていただくというのがいいのかなというふうに思っております。

○ 平野貴之委員

確かに図書館に来た人がべたべた触るのは分かるんですけど、貸出しで、おうちでまたいろんな人が触ったものが来るとなると、それを消毒するだけでも大分違うかなと。来館者の人には入り口でアルコールを振ってもらったりとかすることで対策ができるのかな思ったんですけど、どうですか。

○ 大森図書館長

ただ、返却なんですけれども、1日大体返却冊数が2700冊と、かなりの量になりますので、それを全て消毒というのはなかなか難しいところもあるというところがございます。よろしく願いいたします。

○ 川村幸康委員

そうすると、6冊で間に合うの。そもそも2700冊も返ってくるのに。

○ 大森図書館長

まずは1台を設置させていただきまして、利用状況等も考えながら、スペース的な問題もございますので、ちょっと状況を確認していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

そうするとやっぱり、ないとあかんで置くんやろうけど、自衛が1番ということなんやな。そうやって書いておかなあかん、紙にも。

これって、銭湯とかに行くと、くしか何かが置いてあるような、昔の床屋に置いてあったようなやつなんやろう。わしらだとナイフが入れてあるような除菌庫と一緒にんやろう。それにしては高いのう。

○ 大森図書館長

基本はやはり手洗いの徹底というのを啓発させていただいておるところでございます。

また、物につきましては、委員おっしゃるように、電子レンジの大きいような形のもので、そこに本を入れて紫外線で照射して、それで風等も、この機種ですと風等でごみ等を飛ばすというような機能がついているというところがございます。

○ 川村幸康委員

分かりました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑はございますか。

○ 伊藤昌志委員

一番最終の博物館のサーモグラフィーカメラなんですけど、これ、赤外線カメラを1台ということではよろしかったでしょうか。

○ 廣瀬博物館副館長

博物館の廣瀬です。

これは1台購入ということですか。

○ 伊藤昌志委員

もう一つ、アルコール消毒液のほうがここで出てきているので、今までの対策にプラスして必要かなということでは出てきたと思いますが、そうするとほかの、例えば先ほど挙げた図書館とか、不足しておるところはもうないのでしょうか。これ、消耗品、博物館だけ今回これだけちょっと1単位で出てきたので、大丈夫なのかなと思ひまして。

○ 廣瀬博物館副館長

博物館、廣瀬です。

この博物館でお出ししたアルコール消毒液については、基本的にはプラネタリウムの投影の座席の肘かけであるとか、そういったところの消毒用ということです。

○ 竹野兼主委員長

要するに、面積等、利用の部分のところで勘案すると、非常にほかの施設に比べて大きなものがあるという意味での答弁でよろしいですね。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

そうすると、学校で毎日子供たちが触ったところを拭くと同じような認識ということで確認しました。

そうしますと、ほかのところも図書館も含めて同じようなところを洗い出していただいていると思いますが、再度見渡していただきたいというのが一つと、もう一つ、これは意見なんですけれども、その分、業務量が増える、皆さん、コロナ禍で対策を打ってお金を出したものの、仕事が皆さん増えているわけですので、ぜひその辺、大変だと思うんですが、スリム化を図ってやっていただけたらなと思います。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

意見ということでお願いいたします。

他にご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

消毒のほうは別に、それはあったらいいなあという程度でよう分かったんやけど、俺はやっぱり教育関係というか、サーモグラフィーで熱があるかないかは、他人が見て分かるような形の抑止力というのは大きいかなと思っておるで、うちの会派も人に測ってもらっておるので、おでこで毎日。自分で測らんように、人に測ってもらってやるというのは結構抑止なので。教育の関係の不特定多数が来たりするようなところは、消毒器も効果はあるやろうけど、それよりはサーモグラフィーで熱をとというのはやっぱり大きいなと思うので。本当は本庁やらいろんなところの入り口にこれは置いておくべきやなと思っておる

のやけどな、正直。

これが一番お金を使って一番ええのかなと思うと、100万円ぐらいずつかけてやるなら、このサーモグラフィーいいなと思って。

○ 竹野兼主委員長

松岡副教育長、どうですか。

○ 松岡副教育長

確かに委員おっしゃいますように、自己防衛の時点にややなりつつあるかなと思います。

その中で、今回、博物館にこのサーモグラフィー、赤外線カメラ装置を入れさせてもらっていますのは、広域的に博物館なんかは、市外あるいは県外からやっていらっしゃる方も多いという傾向から、今回については、博物館でのカメラ装置の予算計上をお願いさせてもらっているものでございます。

ただ、やはりほかの施設におきましても、手動であってもいろんなところで感染症対策に努めていく必要性はあるというふうに考えてございます。

○ 川村幸康委員

これ、やっぱり音か何か鳴るわけ。例えば中村委員が入って行って38度あったらピーっと鳴るわけ。

○ 廣瀬博物館副館長

博物館、廣瀬です。

これは、音が一応鳴るようになっています。画面は、普段はデジタルサイネージという、いわゆる広告とかそういったものが出せるんですけども、お客様が通って設定温度以上の方を検知した場合には、音と画面でお知らせするということです。

○ 川村幸康委員

ちなみに設定温度は何度なの。

○ 廣瀬博物館副館長

今これは博物館のガイドライン、業界のガイドラインの中で、一応37.5度というふうに設定をされています。

○ 川村幸康委員

高いな。ええの、36度8分とか37度ぐらいにしておかんで。あかんのか。

○ 廣瀬博物館副館長

一応これは本来ですと平熱に対してどれだけ体温が高いのかということが大事だと思いますけれども、なかなかこれは一人一人の平熱は分からないものですから、一応基準としては37.5度ということさせていただきます。

○ 川村幸康委員

勉強のために聞くんですけど、それはルールで決まっておるの。それとも裁量なん。

○ 廣瀬博物館副館長

これは、日本博物館協会という博物館の団体が政府からの依頼で各業界がガイドラインというのを作っているんですけども、その中の一つ、博物館のガイドラインというところで決めてある数字です。

○ 川村幸康委員

博物館協会以外でも多少の誤差はあるわけ。例えば37度にしておるとか36度5分に、ないの、日本全体が37度5分。

○ 廣瀬博物館副館長

一応私も幾つかの業界のは見ていますけど、ほぼ37.5度だったと思います。

○ 川村幸康委員

Jリーグやらあんなのも検温しておるのも、37度5分ならセーフなんや、みんな。

○ 竹野兼主委員長

37度4分やね。

○ 川村幸康委員

4分やったらええわけや。そうなんや。ということやね。分かりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決をお諮りいたします。

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

この部分のところについて、全体会へ送るという状況ではないということを確認させていただきますが、それでよろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしく願いいたします。

[以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

契約案件があと2件ありますのでやってしまいます。

すみません。委員の皆さんのほうから、契約案件ということなので進めていってほしいというご意見をいただきましたが、それで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、進めていきますが、理事者入替えをお願いいたします。

それでは準備ができましたので、再開をいたします。

議案第15号 工事請負契約の締結について

—羽津中学校給食受入施設整備工事—

議案第16号 工事請負契約の締結について

—山手中学校給食受入施設整備ほか工事—

○ 竹野兼主委員長

それでは、次に、教育民生常任委員会として議案第15号工事請負契約の締結について、羽津中学校給食受入施設整備工事及び議案第16号工事請負契約の締結について—山手中学校給食受入施設整備ほか工事について—を一括で議題といたします。

本件については、委員会別議案聴取会において資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第15号工事請負契約の締結について一羽津中学校給食受入施設整備工事一及び議案第16号工事請負契約の締結について一山手中学校給食受入施設整備ほか工事一につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第15号 工事請負契約の締結について一羽津中学校給食受入施設整備工事一及び議案第16号 工事請負契約の締結について一山手中学校給食受入施設整備ほか工事一について一、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、教育委員会の皆さん、どうもご苦労さまでした。理事者の入替えをお願いします。

午前11時40分まで休憩させていただいて、こども未来部の審査に移らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

11：28 休憩

11：37 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、委員の皆さん、全員おそろいになりましたので、再開させていただきます。

それでは、まず、川北部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 川北こども未来部長

こども未来部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

こども未来部につきましては、予算常任委員会の分科会といたしまして、補正予算について、それから、2月の定例月議会のほうでいただきました紙おむつの附帯決議の対応について、それから、協議会といたしまして、公立幼稚園の適正化計画、高花平地区の関係でございますが、協議会を1件、それから、あわせまして、教育民生常任委員会として、せんだってもご報告させていただきました少年自然の家の指定管理者への対応についての続報といたしますか、第2報についてをご報告させていただきたいというふうに考えております。

いずれもしつかりとご説明、答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

第10款 教育費

第4項 幼稚園費

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、歳出第10款教育費、第4項幼稚園費について、審査を行います。

本件につきましては、6月18日の議案聴取会における追加資料の請求はありませんでしたが、この資料の部分の掲載部分のところについてだけ、まず説明だけ、どの部分かを示していただいて質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。よろしくお願いたします。

資料のほうは、タブレット03、6月定例月議会、05教育民生常任委員会、119、6月22日追加配付、6月補正予算参考資料第4号追加分をお願いたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、質疑を受けたいと思います。ご質疑をよろしくお願いたします。

（発言する者あり）

○ 竹野兼主委員長

そうですね。先ほどもお話しさせていただきましたが、18日の部分のところでは追加資料というのはなかったので、提案されている資料の部分、先ほどもどこやったというような委員の方のほうからの意見がありましたので、この部分を今から審査する、質疑をするという意味合いでその資料の場所を言っていたところなんです。ここの部分のところについて、先ほどもあった3ページからの新型コロナウイルス感染症関連経費及びひとり親

世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費、四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費に関するご質疑をお受けしますので、よろしくお願ひします。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

先ほど申し上げました119の資料につきましては、追加資料の中でこども保健福祉課が絡む部分ということでご説明させていただきましたので、今回ご審議いただきますのが、タブレット117、6月17日追加配付、令和2年度6月補正予算参考資料（第4号）の6、7、8、9ページ、こちらでございます。

○ 竹野兼主委員長

6、7、8、9ページね。

ということですので、ご質疑をお受けいたします。

○ 石川善己委員

そうしたら6ページのところで伺っていきたいと思います。

前回、所得制限なしでやらかなのとは違うかという話が出て、それに対応してもらったところについては、まあまあ、ええことやなというふうに思っていますが、そのときに、要は、所得制限関係なしで児童扶養手当を受給していない家庭の数は、こども未来部でデータとして持っていないという話でした。今回ここで算出してきたのは、聞くところによると、2017年の国勢調査をベースに数を引っ張ってきたというふうには聞いておるんですけども、そこから年度もたっているんですけど、その辺どうなのかなというのも一つ思うところがあるのと、これ、①から④まで区分があって、要は、案内を送付するのは①だけ。②、③、④については郵送等の告知はしないって聞いておるんやけど、そんなのでいいのかなというところがあって、②、③、④に該当するところへの告知方法について何をどう考えているか聞かせていただきたい。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

まず、対象の人数でございますけれども、先ほど石川委員おっしゃられたように、こど

も保健福祉課では児童扶養手当の対象者の人数は把握しておりますけれども、市内でどれぐらいの方が独り親かというのはちょっと把握しておりません。

その中で、例えば住民基本台帳法を活用してということもあろうかと思っておりますけれども、そちらにつきましては、続柄とか、あるいは世帯を分離したりというところで、独り親というのは把握できないというふうに考えてございます。

その中で、今回給付金を支給するに当たりまして、人数を求めるには、5年前——平成27年ですのでちょっと古い数字にはなりますけれども——平成27年の国勢調査、こちらのほうの独り親世帯、これを参考に算出させていただいたところでございます。

先ほど、資料の①から④、ここで周知方法ということでご質問いただいたと思うんですが、委員おっしゃられますように、まず、①につきましてはこちらで把握しておりますので、案内等を出させていただきます。②から④につきましては、この中で、去年あるいはその前の年に児童扶養手当の現況届はいただいておりますけれども収入等で支給されない方、これについてはこちらで把握しておりますので、この方についてはこちらから案内を送らせていただく予定にしております。ただ、それ以外の方となりますと、こちらのほうで把握はできておりませんので、広報よっかいちであるとか、ホームページであるとか、そういった周知方法にならざるを得ないというふうに考えてございます。

以上です。

○ 石川善己委員

その告知が一番問題で、絶対そんなことしておったら、後から知らなんだわって、何でやという声がたくさん出てくると思っているんですよ。（2）の給付方法を見ておっても、郵送で行ったところについては受け取り拒否というか、受給拒否の申出がなければ従来の振込口座に振り込むよというところなんですけど、それ以外のところって、本当にこれ、広報を見ていなかったら、ホームページを見ていなかったら知らずに終わっていきますよね。これをしっかりやらんと、せっかく対象範囲を広げてもらったのに、何か批判とか文句のほうが多くなる可能性があると思っています。そこをしっかりとっていただきたいんですね。

一つ提案なんですけど、幼稚園、保育園、小学校、中学校、市内の各学校や、近隣の学校でも四日市在住の子がいるところであれば、独り親家庭かどうか把握しているはずなんですよ。各学校に個別の案内、①じゃなくてもいいと思うんですよ。①から④まで全部

対象になるようなものを書いて、例えば従来の児童扶養手当を受給している人、家庭については手続の必要はありませんが、この②、③、④に該当する人は以下の用紙で申し出てくださいますか。学校、あるいは幼稚園、保育園、こども園を通じて、独り親家庭全部に配ってもらうというような教育委員会との連携はできないですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今言われたような方法については、まだ何も教育委員会とは調整しておりませんが、教育委員会の協力が必要な話だと思いますので、調整はさせていただきたいというふうに思います。

○ 石川善己委員

ぜひ、学校さんはデータを持っているはずなので、そこで全部収まらなくて、やっぱり通知が行かない家庭も出てくると思うんですけど、かなりの数それでカバーできるかなと思うんです。（3）にスケジュールが書いてもらってありますけど、このスケジュールに収まらなくても、特にそれぞれの家庭が、後から知らなかったって言ったときに、もう期限を過ぎていますから駄目ですよという対応は絶対せんようにしてほしい。告知が全部に行っていないんだから、期間を過ぎてから知った人って必ず出てくると思うんですよ、今のやり方を見ていたら。その辺をしっかりと柔軟に対応していただけるという考え方でいいんですね。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

この受付の期間でございますけれども、ある意味国の政策でございますして、国のほうは2月末までを受付期間とすることと最長でなっていますので、④の市単の部分につきましても、それと合わせた形で2月末までを受付期間というふうに考えてございます。

○ 石川善己委員

もしそれ以降に知らなかったからといって出てきた場合、対応する考えはありますか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

②、③につきましては、国のやり方に沿わざるを得ないので、2月までと言われると2月までの話になろうかと思えます。今回、④につきましても、①、②、③で漏れた方という形で受けさせていただきますので、やはり国に合わせた形で2月末までの申請ということと考えさせていただきたいというふうに思います。

○ 石川善己委員

案内が来てなかったんやけどって言われたときにどうやって説明するんですか。

知らなかったわって。今頃人が受けたのを聞いて、申請していないけど、案内も来てないのに締切期限が過ぎたでってアウトにするのって言われたら、どうやって答えますか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

確かに今回、対象となる全ての方に案内が行くわけではありませんので、先ほど2月までとは申しあげましたけれども、そういう方がみえたら柔軟に対応するように考えさせていただきたいというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

ここの部分のところですが、川北部長、答弁してください。課長の部分ではちょっと大変なので。

○ 川北こども未来部長

ありがとうございます。

今課長申しあげました今回の④につきましては、議会のほうからもご意見をいただいたということもありまして、なるべく前広といいますか、幅広といいますか、というのが最大の趣旨でございます。一方で、やっぱり制度でございますので、一定程度の期限であったりというのは必要でございます。最大限の目標として2月末というのは持っておりたいと思いますが――3月になって、年度を超えちゃうと正直難しいとは思いますが――3月ということであるのであれば、そのときの状況をしっかりとお聞きさせていただ

いて、どういう状況の中で申請いただけなかったのかというのをしっかり把握しながら、冒頭に申し上げたこの制度の趣旨、市単の趣旨というのを頭の中にしっかり入れながら、聞き取りと申しますか、そういうことに臨んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 石川善己委員

今、部長から答弁いただきました。部長がおっしゃったように無期限でやってしまうのは絶対よくない。それはもう当然当たり前のことや思っていますよ、私も理解をしています。例えば、少し融通はある対応はしてもらわなければならないかなという、やっぱり告知が全戸に行っていないという前提に立たなきゃしょうがないので、②、③で、国の制度が終わると、2月末で。もし3月末までぐらいやったら市単でその分、そんなにようけあるわけはないと思うので、カバーするぐらいのつもりで、その前提になるのは、やっぱり周知、告知をいかに1人でも多くの対象家庭にできるかというところをしっかりと工夫をやっていただきたい。せっかく拡大してもらっていい制度をやってもらおうと思っていますので、周知をしっかりとやってもらおうというところ、取り組んでいただきたいと思いますので、お願いして終わります。

○ 川村幸康委員

そもそもだけど、対象人数、これ、きちっと分かんない。全部、約1950人とか、約170人とか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

①につきましては6月分の受給者ということで、5月末にまで受けた方にはなりませんけれども、その後、受けた後に審査をしている中で6月分受給者となられる方もみえますので、そういった意味で約とつけさせていただきます。

○ 川村幸康委員

その下もそういうわけで「約」とついておるだけなの。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

②以降につきましては、最初の石川委員のご質問にありましたように、全体の数がつかめていないというところもございますので、「約」というふうにつけさせていただいております。

○ 川村幸康委員

全体の数がつかめやんというのはどういうことなの。俺はあまりよう分かっておらんや、それが。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

例えば②につきましては、公的年金を受けているということで、児童扶養手当と公的年金の各月の金額を比較しまして、児童扶養手当の額よりも公的年金のほうが多い方については児童扶養手当が受けられないという制度になっています。その中で、児童扶養手当を過去に受けていて途中で年金を受けた方とかは一部把握しているんですけども、最初からもう児童扶養手当はもらえないということで申請にみえない方もみえますので、そういった方についてはこちらのほうでも把握できておりませんので、そういった方が今回は対象になるということで、全てをちょっと把握できていないというふうに申し上げさせていただきました。

○ 川村幸康委員

そうすると、全ては把握されていないんやけれども、例えば、程度の問題を聞きたいんやさ。1割ぐらいなのか3%ぐらいなのか、一、二%ですよという話なのか。

○ 竹野兼主委員長

大きな幅があるのかないのかという部分のところについて……。

○ 川村幸康委員

だから、1割なのか、3%なのか5%なのか。本当の誤差範囲ですよという話なのか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

例えば②の公的年金のところで行きますと、把握している方が1割程度になりますので、把握できていない方が多いというのが現状になります。

○ 竹野兼主委員長

聞いているのは、今約120人という数字に対してどれぐらいの幅をみているのかという、今、質問だと思うんですけど。だから、今言われるみたいに、1割以外は把握していないという答弁はちょっとおかしいので。

○ 棚橋こども保健福祉課長

申し訳ございません。今回、②につきましては、国のほうで予算のほうを想定している割合を参考に算出させていただきました。

○ 竹野兼主委員長

状況的には国の算出なので、明確な数字の部分は分からないという意味合いでいいんですね。

○ 川村幸康委員

例えば①の約1950人やと、これやと何人の誤差で、②やと何人なん、例えばな。さっき言っておる②やと120人ぐらいいるだろうと思っておるけれども、実際150人かも分からんし200人かも分からんということではないわけやろう。そのうちの120人ぐらいはもらえるであろうという人のうち、役所のほうで把握しておるのは12人ということなん、さっき1割と言ったけど。そういうこと。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

まず、①につきましては、これは児童扶養手当の受給者でございますので、約とはついていますがけれども、ほぼ増減というか、ぶれはないものというふうにご考えてございま

す。

○ 川村幸康委員

委員長、ええ、長くなるで。

だから、1950人に対して、これはほとんど合っておって、そしてもう10割近く分かりますよと。120人は何人、350人は何人、530人は何人、1650人は何人というのを教えてほしいわけや。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

こちらで把握できていますのは、②については10人程度です。③、④につきまして約300人程度を把握できておりますけれども、それ以外については把握できておりませんので、②、③につきましては国の割合を参考にちょっと数字を出させていただきました。

○ 川村幸康委員

だから、②で、市が把握しているのは10人やし、③は350人で300人、④も530人で300人ということなん。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋です。

300人と申し上げたのは、③、④を合わせてという意味です。

○ 川村幸康委員

③、④は合わせて約900人だけど、300人ぐらいは市は把握していますと。⑤の1650人は。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

⑤の1650人につきましては、上の①、②のうち申請があった方ということになりますので、家計が急変したという部分も含めまして、国の割合に基づいて算出させていただいております。

○ 竹野兼主委員長

要するに、①と②、合わせて2000人ぐらいがおよそという形の中の国の算出で、この数字、1650人というのが出てきているということですね。

○ 川村幸康委員

だから、この事業は、給付する事業と事務費をもらってやるわけやで、事業目的を給付するかということに限ると、ここの給付額の対象者と給付者の数はきちっと行政のほうでつかんで出さんとあかんわけやろう。申請制やで、知らんだらそれはしゃあないな、自分のミスではないけど、何を掛けてもゼロになるわな、知らんだら。

さっき石川委員が言われておるように、そこは周知はせなならんのじゃないんかという、民主主義の根本やわな、そもそも。そこを今ただしておる中で今数字を聞くと、例えば、市としてこれだけの内訳やけど、1割しか分からんとか、900人おっても300人ということは3割ぐらいしか分からんという中でいくと、セットでどういう周知の方法とあれをするのかということが併せていないとなかなか事業として機能せんよね、目的を。そこをただしておるわけで、例えばこんなことでこうやってしようと思っけていますということなのか。それとも、いやいやもうこれは機械的に、事務的にやって、知らんだらそれでもしゃあないんですわという中でということなのか。そこらはあるんたらの考え方を聞きたいわけや。いやいや、違います、努力を物すごくするんですよと、だけどこれだけなんですわという話なんかさ。

○ 川北こども未来部長

先ほど石川議員のほうでもご答弁をさせていただきましたが、それと併せて石川委員のほうから小学校とか保育園、幼稚園なんかも活用したらどうだというようなご意見でした。

私どもとしては、そういったこと、ご提案いただいたようなことも含めてしっかりと周知をしていきたいと。当然、広報であったりホームページであったりは、もうベースとしてそれはさせていただくということで、あと――2月末になったらちょっと厳しいか分かりませんが――1月の上旬ぐらいまではしっかりと広報を続けていきたいというふうに考えておって、川村委員、石川委員が言われているのは、分母、総数が分からんからということだと思いますので、その辺りをしっかりと周知啓発に努めてまいりたいというふうに考

えております。その上で、今もありましたが、一応2月とは思っておりますが、3月のし
かるべき時期ぐらいまでであればしっかりと市民の方にお話を聞いて対応できるような姿
勢で臨んでいきたいというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

川村委員の言われている、ちゃんと困っている人を助けたいというふうに思っているの
かどうかというと、今、答弁は、困っている人をしっかりと助けていこうという意味合い
で答弁してもらったということによろしいですね。

○ 川北こども未来部長

この制度、市単の制度そのものがそういうことになるとと思います。児童扶養手当そのも
のは、国の制度の中でなかなか我々のほうでできるものではございませんが——これ、1
人当たりでいうと額はそんなに多くないかも分かりませんが——その中で、このコ
ロナ禍の中で収入の減と支出の増というダブルになって、その影響が来ているのは独り親
の方だというふうに考えておりますので、なるべくその趣旨、委員の皆さんからご提案い
ただいたのはそういう趣旨というふうに考えておりますので、我々も同じ趣旨、それを生
かせていきたいというふうに考えておるところです。

○ 川村幸康委員

そうすると、部長、しっかりと周知に努めるということは、まずデータというか、数字
がないと分からんよなというところが俺はあるんやわ。例えばこのメンバーの中で何人か
が分からんのやったら、まずそれもしようがないし、届けようもないし、そうしたらやっ
ぱり具体的にどうするのかというところの実証するような何かはないとあかんやろう。口
で言うだけではあかんやん。周知に努めますという話ではなくて、数字がないと分からん
やろう、これ。魔法を使うんけ。そういうわけにはいかんなどっておるもんで。

○ 竹野兼主委員長

川村委員、今言われている部分のところでは、多分この大体の約という指摘された部分
のところの数値はある程度見越している、またそれも国の方法の部分のところでは数字はこ
このところに提案されているのかなあと、その部分のところについて、少しでも市とし

て、例えば先ほどお話があった教育委員会との連携によって前へ進めようとしているというのが、それ以上の答えはなかなかないのかなとは思いますが、それ以外のところでもし何かあれば。

○ 川村幸康委員

具体的にそれでどれぐらい上がるの。例えば石川委員が言われたようなことを、指摘したことをやるとどれぐらい上がりそうなん。棚橋課長が言った、例えばこれ、今で言う900人が300人になるという話もあったし、120人が10人やけど、それが8割、9割上がりますわという話なのか。いやいや、その手だてはやっぱりきちっと言わんと、だから、俺からすると何でなんかなというのがよう分からんのやわ。120人やあんな数字はあるのに何で分からんのやろうなと思って。私の言っておることが、そもそもが分かっていない、私が。

○ 竹野兼主委員長

ちょっとその部分のところについて、今止まってしまいましたので改めて。午後1時10分まで休憩させていただいて、その部分のところのそもそも論も含めて答弁を、お昼再開のときに少し説明をしていただくというような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、一旦休憩に入ります。よろしく願いいたします。

12 : 05 休憩

13 : 08 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、午前に引き続き、教育民生常任委員会を再開いたします。

先ほどの川村委員の質疑に対して答弁を求めたいと思います。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋です。

川村委員から数値のところと、どう周知していくのかということでご質問をいただきました。

午前中とちょっと重なるかもしれませんが、資料に示しました想定給付者数につきましては、国が予算を出したときの数字を参考にしながら推計値として算出させていただいております。ですので、約という表記になってございます。

あと、周知につきましては、午前中に石川委員から学校や保育園、幼稚園にもということもおっしゃっていただきまして、また、教育委員会とも調整等は必要になってくるかと思えますけれども、小、中、保育園、幼稚園にまきますと、そこに籍のあるお子さんの保護者さんについては周知が図られると思えますし、あと、地区の民生委員さんであるとか、あるいはこども保健福祉課であれば乳幼児の家庭に家庭訪問をしたりしておりますし、こども家庭課のほうでも独り親の対応をしておりますので、そういったところでいろんなチャンネルを使いながら周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○ 川村幸康委員

一つそういう意味でいくと、教育委員会の、奨学金のところと言ったのとよく似ておって、新型コロナ対策としてやっていくということに対して、今、本国、世界中がなかなかおかしいよとか否定するようなことができやん中でいくと、否定じゃなくて、必要なところと、どういうところに要るのかという話。もう一つは、給付するんやで、必ず市民皆さんが負担しているんですよということになっていくわけや。そのときに給付をするということやと、やっぱり市役所を信頼して、また、議会を信頼してもらって給付してもいいですよと、その代わりみんなで負担しましょうという話になると、そのところが信用できるようなものになっておらんあかんと思っておるの。一つは、例えば数字と言ってしまったのは、機械的かも分からんけど、財政課と折衝するときは多分、予算だてするのにこの数字を幾つか挙げて、国勢調査に基づいて、そのこれの推計値がこんなやでこうですよって。そうしたら、それ、何%でどうやったかというのが本来ここにも資料として私は必要やったと思っております。これでは説明資料が不足しておると思っておるの。その上において、120人のうち10人しか行政としては把握できていないんだけど、それを

もう少し精度を高めるためにこれとこれをしてこんなふうにしていきたいというのがセットで報告されやんと、この給付というのは難しいかなと。だから、給付します、制度は作りましたよと言ったけど、みんなで負担するのに、給付をもらえる権利があってももらえやんだ人は、逆にダブルで負担したわけや、物の言い方を変えると。だから、石川委員が言っておるのはよう分かるのや、俺は。もらえたのにももらえやんだということはダブルで負担したんやで、みんなで負担するのやで。そこがないようにどうしますかという制度設計を行政が信用できるようにせなあかんとなると、一つはやっぱり、あんたらは財政課の壁は乗り越えてきたわけやろう、予算をつけたんやで。財政課に出したぐらいの資料は、この場合は要るわ、絶対。だから、小出しにしたらあかんなと思っておるの。だから、約というのは別に構わへんのやけど、それは何で約かという説明は、推計値でどうのこうのパーセンテージを書いたらこんなんになりましたというのは出してこなあかんかなと俺は思っておるもんでな。その上で私らも審査して信用できるってなるといいですよという話なんや。意味分かる。そこが一番俺がおかしいなと思ったところなんや。

もう一つは、例えばこの5、市単のやつな。資料も悪いんやわ。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申出があった方ってなっておるけど、財布か何かはあるわけやろう、申出があったでという話ではないわけやろう、これ。ちょっと説明がな、資料の。そうしたらどうなんやという話やで、やっぱりそこでもきちっとこういうあれですよというのがないとあかんのと違うかなと思っせ。申出があったでええという話ではないんやろう。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今、⑤のことを特に言われたと思うんですけど……。

○ 川村幸康委員

特にというか、全体的なことな。直近の収入がとかいうのでも、本来ならどうということなんかとかさ。

○ 竹野兼主委員長

例えば、今言われる具体的に何%減ったとかというような国の部分のところについては、

それぞれに今回市のほうでも20%以上とかという数字の根拠があるという、そこを指摘されておると思うんですけど、その辺について。

○ 棚橋こども保健福祉課長

収入が急変したというところですけども、まず、先ほど、⑤が挙がっていましたので、これは国のほうの追加の給付の部分ですけども、ここにつきましては、児童扶養手当の対象者、あるいは、公的年金の支給を受けていないけれども今回給付金を受けるようになった方が対象になりますけれども、ここの家計が急変というところは、本人の申出により、影響により収入が大きく減少したというところの申立てによって判断を行うというのが国から示されてございます。

○ 竹野兼主委員長

それに対してチェックはどこがするの。要するに数字があれば、何%というような数字があれば、要するに、先ほど川村委員が言われておるのは、行政も信頼したいやないかという話をしている、そのところで、信頼に応える部分のところで、どのような形でチェックを行えるのかというのが、姿が見えてこないとかあかのじゃないのという指摘なので、そのところについて、もう少し具体的な話というのはできやんのですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

棚橋でございます。

⑤につきましては、ここは数字の具体的なところは国も示していないところでございまして、本人の申立てによって、コロナ禍で収入が大きく減少したという申立てによって判断するということになってございます。

○ 川村幸康委員

だから、例えばこの場合だと、急変したって言うけど、申請があったら全部やるわけじゃないと思っておるんや。申請があったらみんなにあげるの。

○ 棚橋こども保健福祉課長

棚橋でございます。

⑤の追加給付分の国の部分になりますけど、ここにつきましては、申請書をいただくときに申立てというところで、コロナ禍により収入が大きく減少したというところの申立てで支給をするということは国のほうから言われているところでございます。

③のほうの家計が急変しというところにつきましては、令和2年2月以降の一月の収入を12倍しまして年間の額を出しまして、児童扶養手当の水準となったものというところを家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の基準まで下がった方ということで、そういう基準がでございます。

○ 竹野兼主委員長

そういう資料を本来なら出してくるべきやったんじゃないかという、今、指摘なんですけど、その資料ってどうです、川村委員。

○ 川村幸康委員

だから、市単でやったり、こうやって給付をする部分に対して、負担が四日市市民に生じるわけやわな、市単の部分は。国でもそうやさ、税金を払っておるのやで、みんな税金でやるのやで、給付するという事は負担が増えるんやで、負担が増えるということは、四日市市を信頼してみんな税金を預けてもらって市に使う権限を与えておるわけや。それに対して、申請して出していきますよというものに対しては、やっぱり何らかの、今委員長が言われたチェックというか、何かがあってということやんか。むやみに給付するわけじゃないんだから。それでどういうチェックをしているんですかと聞いておるんやけど、例えばこの説明書だけやと、家計が急変して収入が大きく減ったという申出があったらもう渡すんですと読み取れるわけや。まさしくそうなんやろうけれども、抽象的過ぎるわな、これでは。もう申請で減ったといたらもう渡すということなんか。さっき言ったように、12か月で企業とかあれに個人の給付事業があったよね、100万円と個人事業主、会社には200万円の。あれなんかやと、何か月間のあれが減ったらこうで50%という書式があって、ああいうチェックの表があって、それに基づいてざーっとやってみましたやんか。それとよく似たものがここにもあるんでしょーうと思っておるもんで。

○ 竹野兼主委員長

先ほどからお話の中に、川村委員の言われているそういうものがあるのかという、答

弁の中には、国が言っている部分のところについて、国もはっきりせんというようなところも今お話しされていますよね。その部分のところも含めて、明確に指摘されている部分のところについて、隠しているわけでもないし、普通に国がそうやってやっているからそれに従ってやっているというのが本当の答弁なのか。それとも、今、川村委員が指摘している行政側が作為とは言わんけど、文言の部分のところではなあなあになってしまわへんのかという、心配されている部分のところをそうであるのかないのかというのをきっちり答弁してくださいというのを今言っているわけです。そこを含めて、改めて答弁してください。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

③につきましては、申請書をいただくときに収入見込みの申立書というのがございまして、そこで一月の給与収入を書いて、さらに給与収入の分かるものをつけていただいて12倍しまして、それで判断するものでございます。

○ 竹野兼主委員長

ちゃんとチェックをしているつもりですかというか、していかなあかんと思っているということですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

もちろんその申請書を基にチェックをして判断していくものでございます。

○ 川村幸康委員

だから、棚橋課長、私が聞いているのは、そういう意味では市民全体が負担するわけやで、信用できるチェック体制と、申出だけではなくて、信頼できる証明がなんで資料になんや、ついておらんのかやと思っておるだけなんや。ないやろう、これには。言っておるだけやもん、これ。申出があった方だけやもん。

○ 中村久雄委員

ということは、今までの説明を聞いておったら、⑤の対象者に関しては、上記①、②の

うちですから、もともと収入が低い方であるということやで、その方で収入が大きく減少していると申出があったということは、要は③のような収入の証明もなかなか難しい方が対象になっているので、申出があっただけで認めるという意味なのかなと感じたんやけど。

○ 棚橋こども保健福祉課長

棚橋でございます。

⑤につきましては、国の制度の枠組みの中で、原則的に本人の申立てにより事実認定をして差し支えありませんということで国のほうから来ております。

その理由としましては、個別の家庭の事情によって収入減少割合の大きさがその家庭に及ぼす影響の大きさが異なること、また、できるだけ迅速に給付を行うため、簡易な申請を可能とする基準とすることは望ましいことという点からの理由というふうに聞いております。

○ 中村久雄委員

ということは、⑤に関しては、申出、申請だけで、所得の証明とかいうのを全然つける必要はないということなんですよね。だから、大きく広く、目的としては大きく広く救っていかうということなので。そうしたら、素直に考えても、①と②の方には給付額を倍にすればこういうややこしいことをしなくてもいいんじゃないかと思うんやけど。事務の申請だけですからね。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

資料の①、②、③、⑤につきましては国の制度として国のほうで決められたものでございます。④については市単でということですのでしておりまして、それは①、②、③に該当しなかった方ということで今回制度設計をさせていただいているものでございます。

○ 中村久雄委員

⑤も国の制度をそのまま取ってきたということですね。

○ 川村幸康委員

だから、説明するときに、数字のことは初めに言ったと思うんやけど、家計が急変し収入が大きく減少しているという申出があったというところの部分なんだけど、市役所的な考えでいくと、①、②は全部、言わば1人じゃなくて世帯にもあげるよということなんやろう、①、②を出してきた人には。上乘せということになるんやわな、別の制度なんやけど、実際に。例えば120人が10人しか分らんというところなんかも、10人は救えるわけやわね。そのとき、例えばその人たちが、家計が急変し収入が大きく減少したという申出をしたらいいですよと言ってやらんと分らんよね、これ。だけど、減少していないかも分らんよね、これ。そのときはどないなるのかなと思って。だから、性善説なんか、制度的にちょっとそこが、制度が悪いのか。私の言いたい意味が分かる。

そうすると、中村委員が言うように、初めから上乘せ制度とするならシンプルに分かりやすい話の世界なんやけど、それこそ石川委員が最初に言っておったのでいくと、①、②は知っておったけど⑤を知らんだら、⑤は申請せなあかんのやわね。だから、そこらが市役所的といえ市役所でお固いのかも分らんけど、申請したので出したよという話なんやけど、そうしたら、申請のときに激減したと言ったらもう出すんだよという話なのか、いやいや、それは本当に減少していないなら出せませんよという話なのか、そこらが四日市市民全員で負担するんだから、初めから制度的に①、②の世帯にもという話でいくなら分かりやすい話やしというのを思っておるわけや。

○ 竹野兼主委員長

これも①、②、③、⑤は国の制度ということですよ。その部分のところで納得が行かんところについては、川村委員の言われる税の公平性、これを負担しているのは市民でもあり国民でもあるという意味合いのところではというのはよく分かるんですけど、こればかりについては、国の制度でというところを理事者としては言い続けてもらわんというか、言い続けるというか、それが悪い制度かと言われると国を悪く言わなあかんような状況になるので、その部分のところを含めるとどうですかねというので。

○ 川村幸康委員

そうではなくて、国がやっておるので仕方なしにこういうやり方なんですわという話なんやけど、実際に四日市市もこの制度で事務を扱ってやっていこうとするということできると、例えば、この委員会で説明のしようがないんですわという話なのか、ここで急変し

たというのは、やっぱり何かチェックはしないと。おかしい制度やなと思いません、あなたも思いませんでしたか。これはコロナ禍での制度で、みんな困っているのと言うけど。

○ 竹野兼主委員長

今の話のところで言うと一つ確認したいんですが、要するに、例えば前年度のところでこれだけ収入があったというのが分かるものがあるって、今年度、急にこうやってコロナ禍で少なくなったというのをしっかりと出してもらうというのは基本ですよ、ということと違うの。

○ 棚橋こども保健福祉課長

⑤につきましては、本人の申立てということの、国がそういう制度として出してくれますので、これは、私どものほうがどうこうしたわけではなくて、全国のルールといいますか、そういう形で国から出されているものでございます。

⑤につきましては、①、②で基本給付の申請があった方でございますので、そのときにお声がけはできるかなというふうには思っております。

○ 川村幸康委員

本当に国の制度ってそんななの。そんなにいい加減なものなの。極端な話、お声がけせんだとするやん、棚橋課長が。そうしたらそのまま素通りや。この情報を知っておった人が激減していったかどうかは別にチェックもないから、手を挙げたらええよって教えてもらっておると手を挙げるわけや。そういう理解の中で議会にも諮られて、議員もそうしたら国がそういう制度やで仕方ないねという話なのか。本当によろ分からんなと思って。

○ 竹野兼主委員長

四日市市役所は丁寧な親切な役所やと思っておりますので、当然そういうことがあればこういう申請がありますよと教えてもらえるとは思いますが、川北部長、併せてきちっと答弁してください。

○ 川北こども未来部長

今、棚橋課長が答弁させていただいておりますことは、私どももこの制度のまず概略が出てきたときに、どういったことで判断していくんだらうということを常に頭の中で描いておりました。その中で、今、棚橋課長のほうが説明した、あるいは、一回読み上げた形になっているかと思えますけれども、国のほうから、この制度に係るQ&Aが来ております。そのQ&Aの中に、先ほど読み上げたことなんですけれども、追加給付について——これ、⑤のことですが——申請者からどのような場合であれば大きく収入が減少したに該当するか、あるいは、確認できる書類がない場合は申請できないのかといった質問を受けることが想定されるけれども、事実確認はどういった場合か、あるいは不要ですかというQがありまして、Aのほうは、原則的に本人の申立てにより柔軟に事実認定して差し支えありませんと。個別の家庭の事情によって収入減少割合の大きさがその家計に及ぼす影響の大きさが異なること、できるだけ迅速に給付を行うため、簡易な申請を可能とすることが望ましいという観点から一律の基準は設定しないという考え方に立ったものだというAが来ておりまして、このQ&Aが今全国的に配付されておりますので、私どもとしては、国費100%で事務を執行させていただく以上、⑤の部分に限っての説明をただけですけれども、それについての考え方はこれで行くということになるというふうに考えております。

○ 伊藤昌志委員

関連ですみません。

そうすると、⑤は対象者の中から、これは国勢調査の数字ということで、元に戻りますと1650人はよろしいですか。国勢調査の数字ですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

①、②で対象となる方から、ここも国のほうで補正予算を挙げるときにときに割合を示して算出していますので、その割合に基づいて出したものでございます。

○ 伊藤昌志委員

その積算根拠をお教えてください。

○ 竹野兼主委員長

後ろの係長か何か、ぱっと出やへんの。

基本的に独り親家庭というところは、経済的には弱者であるというのが根本にあるという意味合いでの国の施策やというのを基に置くという話かなと思います。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

国のほうが予算だてをするときに、家計が急変し収入が大きく減少している家庭の数を全体の8割と見ておりますので、今回算出する場合も8割で計算させていただきました。

○ 伊藤昌志委員

計算すると0.79でちょうど8割と思ったんですけど、そうすると、基準としては今の文章と0.8ということは、申請どおりですけど、8割方が申し込んでくるかなという、それ以上のものは国からはないということによろしかったですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

国のほうが8割ということで、それに基づいて算出させていただいたものです。

○ 伊藤昌志委員

納得はできるんですけども、議員間で今お話があるように、申請であればほぼ全員言ってくるのかなという気もするものですから、ちょっとそこが不安だなと思いました。

○ 中村久雄委員

今、部長からのQ&Aを聞いて、その確認がしたいと思うんですよ。国から柔軟な事実認定をもって申請で受け付けなさいという内容でしたね。柔軟な事実認定を四日市はどのような形で取られるんですかということ。そういう確認があつて、この方は市がちゃんと認めた急変したという家庭なので税金を使いますよという保証、そういう文言をいただいて我々は採決に臨みたいという思いなんです。柔軟な事実認定もなしで、申し出て手を挙げたらどうぞだけでは、なかなか税金の使い道として厳しいものがあるかなというふうに考えます。

○ 竹野兼主委員長

さっき、棚橋課長が答弁した去年の12か月分の数字というのは言われていましたけど、それとは違うの。

じゃ、その事実認定の部分のところについて。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

国のほうの制度としましては添付書類もなくということではございますけれども、ただ、申請書の中で虚偽ではないということも相手に申し出させた上ですることにはなっておりますので、そういうところのチェックをさせていただいて認定させていただきたいというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

ということは、本人が申立てする中に収入が前年からどれくらい減ったかという見込みを書く欄があって、その下ぐらいに、私のこの申請は虚偽ではありませんという宣誓書みたいなのところがあって、それでオーケーということですね。

○ 棚橋こども保健福祉課長

棚橋でございます。

国のほうで決められた申請書としましては、⑤につきましては、金額とかを書かせる欄はございません。

○ 中村久雄委員

金額もなしで、急減しましたということが書いてあって、名前があって、私は虚偽の申立てではありませんという欄だけ、そういうこと。なるほど。全く性善説で行くということね、広く浅くという大きな目的の中で行くと。

○ 石川善己委員

確認です。例えば自分が該当していると思ってこの⑤を見たときに、大きく減少って幾

らやと思うんですよ。それって個々の判断によって違うし、今の部長の説明やと、各家庭の総収入によって大きくの額も違うみたいな話やったと思うんですけど、それって、①、②に該当する人は全部申請せよというのとイコールみたいな認識でいいの。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

収入が大きくというところが家庭によっても違うということだと思っておりますけれども、①、②につきましては、元の基本給付であったり、あるいは現況届のときに一緒に出していただきますもので、そういうときにこれに該当するかどうかをお声がけさせていただいて、その申請をいただくことになると思います。

○ 石川善己委員

今の説明やと、行政側で比較をして、結局どれだけ下がっているかというところを見て、該当するかと判断すれば申請を勧めるということなのかなと思っておりますけど、そういう理解でいいの。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

比較ということではなくて、ご本人さんが収入がコロナ禍によって減少したということをお申立てられるかどうかということになるかと思います。

○ 石川善己委員

ますます手続が分からなくなってきたんですけど、そうすると、⑤ってどうやって案内するんですか。それこそさっきの話じゃないけど、結局、①、②を申請する人は全部⑤の申請もしてくださいよという手続方法しかなくなってくるように思うんですけど、今の一連の説明を聞いておると。

○ 竹野兼主委員長

今の部分のところ。①と②はあくまで児童扶養手当受給者であり、それで公的年金給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方という明確な数字が出てき

ているわけですね、そのこのところの部分では。だから、その部分のところについて、理事者というか、現場のほうからは⑤に該当する可能性があるのでこういう施策がありますよというのを紹介するだけ、全てのところに紹介するというわけではないというふうなことでいいんですかね。そのこのところをはっきりしてほしいと言われているんです。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

⑤につきましては、①の方、②の方になりますので、児童扶養手当を受給されている方につきましては、全ての方に⑤のことがあるということはご案内させていただきます。

また、②につきましては、これは公的年金の方が申請にみえますので、申請されたときに⑤もあるということを説明させていただきます。

○ 石川善己委員

というと、⑤の、要は、追加給付はあるよという説明までで、該当するしないというのは各家庭の判断ということなんですか、今の説明だと。そうすると、自分のところが大きく減少するのか、減少幅が小さいのかという判断って各家庭が同じ金額、例えば1万円月額下がっただけでも大きく下がったと思う家庭もあれば、5万円月額収入が減っても大きくないと思う家庭によって変わってくるということですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

あくまでも本人の申立てということになりますので、その方の判断で申立ていただくものということになるかと思います。

○ 竹野兼主委員長

今、石川委員が言われている①とか⑤の価値観の部分のところは別やけど、申請される方が私の給料、減りましたという思いがあって申請されれば、これは国がそれを認めていくということなので、それを受けるといった意味合いでの答弁でよろしいですか。

○ 石川善己委員

委員長から説明もいただいたんですけども、逆に、大きくって書いてあると申請する側は迷うと思うんですよ。単純に収入が減収しているというふうな表現にしておくと、大きくって、各個人、各家庭の判断によって変わるので。よそがもっと自分のところより減り幅が少ないところが申請して、自分はずっと減っていたけど大きくないと思って申請しなかった場合、何なんということにもなると思うし、逆に、この文書で出したら、大きくって幾らですかって問合せが山のように来ると思うんですよ。それ、処理しきれますかというところもあるので、この文言って国が示した文言なので変えられないんですか。多分混乱を大きく招くと思うんですよ、この文書。

○ 竹野兼主委員長

この議案が通った場合に、文言という部分で誤解を招く可能性があるという意味合いでは、今言われたみたいな形で修正することは可能なかどうか。それだけ答弁ください。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

収入が大きく減少しましたというところは国の作った様式で出てくる言葉ではありますが、確かに大きくというのが個人によって差がありますので、こここのところは、修正できるかどうかはちょっとまた国のほうにも確認させていただいて、できるものであれば誤解のないようにさせていただきたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

例えば③のところで行くと、直近の収入が下がったとか、何かでチェックもあるのやろう、12か月分です。そうすると、そういうことの大体の数字で表してきたのが①から④の補正額になるわけやろう、次のページの、7ページの、私らの資料の。この補正予算額、一般財源と市の単独の。(5)はそうすると後になるわけなん。ここの(1)、(2)に入っておるの、財源内訳に。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

⑤の1世帯5万円という部分につきましては国の事業費になりますので、(1)の中に

入ってございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、初めからさっきの2割減で8割になって、それが(1)の2億4300万円の中に入っているということやね。そうしたら、それは、ここに(5)でこうやって入っているよというのを書かなあかんのと違う、資料的には。違うの。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

資料が見つらくて申し訳ございません。7ページの3の補正予算額のところでは、国と市、それぞれ事業費、事務費とだけ分けさせていただきましたので、事業につきましては、左でいう①、②、③、⑤が全て(1)に行きまして、(2)はそれに対する事務費です。

④につきましては(3)です。その事務費が(4)です。

○ 川村幸康委員

そうすると、ある程度そうやって見越してやっておるにしろ、おかしいこともおかしいとは言えやんのやけど、逆に、国の制度がそうだからという形の中で、フィールドのある現場対応をせなあかん四日市市のほうは議案上程に関して、国の税金やでということではなくて、国からの制度の中で市単ではないんだけど、どうやっていくかという制度をもう少しきちっと我々に説明が要るなというところで、こども未来部は少し、駄目ですよという言い方はあれやけど、ちょっと説明も不足しておるし、その中で今日ずっと出ておるような周知も含めた物の考え方を国の制度がこうだから、例えば教育委員会と協力しながらとか、保育園、幼稚園を含めたところと協力してこういうふうにやりますわというのが資料としてやっぱり出てくるべきかなと私は思うんやけどね。どう思う、そこらは。それを少し指摘したいんやけど、それに対して。

○ 竹野兼主委員長

資料に対する説明の部分のところで問題があったのではないかという指摘ですけど、それに対して。

○ 川北こども未来部長

今日、午前中から、まず周知であったり対象者であったりというご議論をいただきました。答弁させていただいたところでございますが、その辺りのことについて、しっかりこれから、我々ができる範囲のスキームを使って周知、その場合、ひょっとしたらダブることもあるかと思うので、それを承知の上で、要はチラシ代が無駄になるのを承知の上で周知を図っていききたいというふうに考えております。その際には、①は児童扶養手当受給者ですけれども、②、③、④、⑤についても分かりやすくチラシの中に入れながら周知をしていききたいというふうに考えております。

もう一つは独り親世帯、もう一つの観点で、国費100%であっても、我々も含めて国税も払っておるわけですので、そういったことも含めて、独り親の収入が大きく減少したということについて、ちょっと課長が説明しましたが、誓約書みたいところがあるので、その辺りも含めて説明をしていききたいと思います。

そういったことが今回のこの資料の中で不十分であったこと、これからの我々の勉強にしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

指摘の部分のところについて、答弁いただいたそのところについては、報告書のところにもしっかりと書いていききたいと思います。

○ 川村幸康委員

後は、簡便で分かりやすく書かなあかんわ。チラシを打つというけど、たくさんの文字があっても読まへんでさ。最初にぱっと興味を示すというか、ぱんとなると、うって見るのと一緒のようなこういうことをせんと、長い字がば一っと書いてあるともう。それよりも俺は現場のほうで口から口へ伝えるようなことを、保育園や幼稚園を使ってとか、それから学童とか小学校を使ってこんな制度がありますよということをいかに漏れなく伝えるかのほうが大事やで。チラシとかあんなのよりも、やっぱりそっちのほう。それと、SNSだけではあかんのやろう。ホームページよりもSNSのほうがよさそうな気もするのやけど、違法なのか。お母さん方ってあるやろう。子供がおらんようになったらとか、猿が出たらって、ば一っと母親らには全部回るやん、いろんな人が出たという。ああいうものは使えやんの。周知というのは別に悪いこともないやん、それは。

○ 川北こども未来部長

ありがとうございます。

多分学校でいうとすぐメールであったり、そういうことかなと思います。その辺り、まだ教育委員会と調整していませんが、この周知に使えるかどうか——ただ、違っておっただらすみません、多分、すぐメールって文字数がある程度何文字かって決まっていたような気がするんですが、その中で、もし何かあったらこども保健福祉課、こども未来部までご相談くださいという形になるかも分かりませんが——1回ちょっと学校教育課のほうと協議をさせていただきたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

行政的にするのがあかんのやったらPTAか何か使うとか。そこへそういうもの、みんな見て、こんなのあるよというのは、別に私はあかんとは思わへんで。それなら文字も何もないやろうで、そういう考えられる中できちんとやらんと。

○ 中村久雄委員

1点、ちょっと戻っていいですか。確認ですけど、⑤に関して、①の児童扶養手当受給者にはこちらからこの方にそういう案内文書を出すので、そのときに⑤の案内をするというふうに確認しました。②の方は、その方による申請となるのでなかなかこの⑤の案内がしにくいかと思うんですけど、それはどういうふうに考えている。ほかの人と一緒に周知になってしまうのか、特別の周知方法があるのか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

①につきましては、児童扶養手当の方に案内を出させていただいて周知を図ります。②につきましては、②を受けるところで基本給付、申請がまず必要になりますので、その申請のときに⑤のことについてもご案内できるというふうに考えてございます。

○ 竹野兼主委員長

②については、申請に来てもらえる方は限られている、それ以外の人の部分のところ

については待ちの対応しかできないということですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

保健福祉課、棚橋でございます。

②でうちのほうで把握しておりますのが10名程度ということがございますので、それ以外の方につきましては、先ほどお話がありましたように小中学校とか保育園、幼稚園などの形でまかせていただいた中で②の申請をまずいただくということが前提にございますので、その申請をいただいたときにご案内もできるというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

ということは、先ほど皆さんから出ているように、周知することが非常に大事やと思っております。特に②、③、④の方、この方が申請いただかないとなかなか救えないので、この方にぴんと来てもらわなあかんということで、川村委員のおっしゃっていた分かりやすい表示というのが大事だと思います。小学校、中学校、保育園、幼稚園等々を利用していく石川委員の提案は非常にいいかと思えます。その際に細かいことを書いても駄目なので、はっきり新型コロナウイルス対策、独り親世帯の救済策が出ました。そして、期限は例えば2月までとかと入れて、詳細は市の広報なりホームページをご覧くださいというふうに、市の広報やホームページを普段見ない人を――やっぱり細かく書いてあってもみんな見ないから――そこへ誘導していくような策も一考すべきかと思うので、これは提案です。また考えてください。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

意見ということでお願いします。

○ 伊藤昌志委員

そうしますと、石川委員と川村委員がおっしゃっていただいたところからいきますと、ちょっと一つ判断される必要があるかなと思うんですが、国庫支出金で今回この数字で予定していただいていると。その確認をしながらですが、国からは収入が大きく減少しているという文章表現で来ていて、見込み数が0.8という計算でいくと3通りあると思うんで

す、市としての対応が。そのまま文書で案内し、結果論でどれだけ来た。それが結果8割よりも少なかった、もしくは多かったというので、多ければ補正予算を組むということになってくるかと思います。それがメインかと思うんですが、市としてはこれが部長さんおっしゃっていただきましたように、子育て負担の増加、収入の減少という目的から行けば大きくということをしかり訴えて、8割という目安で来ているけれども、たくさんできるだけもらっていただけるような案内をしていくというのが市の考え方として一つできるかと思いますし、いやいや、やっぱりこれを一つの目安で0.8ということで、それを目安の案内にする、3通りやり方があると思うんです。それぞれの自治体で同じ国庫支出金の使い方が、考え方が変わってくると思うので、その辺りはどこに軸を置いてこれを案内されるか、ぜひお聞かせください。

○ 川北こども未来部長

これは午前中、あるいは昼からもお答えさせていただいていますように、市単の部分も含めて、今回の独り親の方に対する給付金のこの事業につきましては、新型コロナウイルスの影響によって収入が少なくなった方——大きく減少というのは国の言い方ですけども——に対してのことでございますので、我々としては、少なくとも周知はしっかりやった上で適正に執行していきたいと思っております。

ただ、一方でこういう言い方がいいかどうか、独り親じゃない方が独り親の申請をしてくるようなことは避けなければならないというふうに考えておりますので、その辺りのことなんかはしっかりと申請の中でお話を伺いながらチェックをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

委員の皆さんのお考えもそれぞれだと思うんですが、私は国費ですので、極力取れる形でやったほうが今回の趣旨に合っているのかなと思うので、極力申請しやすいような形を取っていただくのがいいかなと思っております。これは意見です。

○ 竹野兼主委員長

それぞれいろんな考え方はあると思いますが、今日求められているのは、行政がしっかりと判断を持って困っている市民の方を助けていただくというのが最重要課題であるということ認識していただいて対応をぜひともお願いしていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

最後に部長がずっと言わんなと思っておったところのチェックを言ったけど、多分ほとんどの議員のところには普段からそういう相談があるわな。例えば同居しているのか、事実婚だけど、実際には別れているんだけど男の人がずっとそこへ住みついているとか、いろんな場合があって、指導に現場へ入っていますやんか、担当者が。様々なことを聞くわけやんか。注意もしておるし勧告もしておるし、いろんなことをしておると思うんですよ。そこらに対する四日市行政の毅然とした態度というのは、もう一方で、伊藤委員の言う考え方も分かるんやわ。国費やで四日市市民が潤うなら経済的なことも含めてええやんかという話も俺は分からんではないんやけど、それ以上に給付と負担の原則がやっぱりあるで、そこでの四日市市の信頼というのはどこにあるかということは常に肝に据えてもらってやらんとおかしなことになるのかという思いがあるのな。そこはやっぱりきちっとチェックをしてもらわんと。だから、今回のこの説明の中でいくと、手を挙げたらというか、申請したらええという話の世界と、本当はセットで、でも、国の狙いと四日市市、フィールドでやっている四日市市、日々現場でやっておることと違うところがあるやんか、今回の制度は。例えば独り親のとかは児童扶養手当を出すのも、なかなか判定が難しいようなことが多々あるやんか。それをどうするのかというのを普段しておるのに、今回、コロナ禍によって緩んだり、いろんなことがあることも想像できるんやわな、現場対応は大変やと思うんやけど。そこらを緩めてしまうとなという思いも私はあるで、その不正とは言わんけど、うまくやる人とやらん人の差によってというところはきちっと四日市市が事務をつかさどる中でチェックはせんとなというところはあるんやわ。コロナ禍やで何でもええよという話ではないよというところは行政も持ってくれやんと。

○ 竹野兼主委員長

確認ですけど、先ほど来お話しいただいた、コロナ禍でええ加減なという言い方じゃない、何て言えばいいんですかね、チェックの機能をしっかりと果たしていくというお約束

をそこでしていただきたいと思うんですが。

○ 川北こども未来部長

今、川村委員がおっしゃったことはもっともなことでございます。我々としても、この制度そのものはコロナ禍というのがあって出てきた制度でございます。一つはこの給付金ですが、これは1回限り、今の段階では1回限り。一方で、児童扶養手当は子供が18歳になるまでの支給と。その辺りのことの性格も踏まえながら——正直難しいかじ取りにはなるかと思うんですけれども——適正な支払いに努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑をお受けします。

○ 伊藤昌志委員

同じ独り親世帯の関係なんですけど別件になります。市単の530人目安で3万円なんですけど、この3万円の何か根拠というのはございますでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今回、児童1人につき3万円とさせていただいておりますけれども、これにつきましては、5月の開会議会の際に児童扶養手当の対象の方に対して、児童1人当たり3万円ということで支給に向けて準備させていただいている事業がございまして、それとの均衡を考えまして、児童1人当たり3万円とさせていただいたものでございます。

○ 竹野兼主委員長

説明がちょっと分かりにくかったみたいです。

もう一度。

○ 川村幸康委員

資料を言えばいいんじゃない、追加資料、違うの。追加資料に書いてあらへんの、これ、

違うんか、119番。

○ 棚橋こども保健福祉課長

そうしたら、タブレット119の7ページ。

○ 川村幸康委員

7ページに載っておるのやろう。

○ 棚橋こども保健福祉課長

そうです。ここの事業の妥当性に記入させていただいております。

先ほども申し上げましたけれども、今回、児童1人につき3万円とさせていただいてますけれども、5月の開会議会に上程させていただきましたひとり親家庭等生活困窮対策給付金、こちらのほうが対象児童1人につき3万円ということで、今支給に向けて進めさせていただいているところでございまして、この事業と同額の3万円ということにさせていただきました。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

そうすると、2500万円の根拠、これ、人数が多分あると思うんですが、教えていただけますでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

児童1人につき3万円ということでございますので、ここに約530人と書かせていただきましたのは、申請者、親御さんの数ということで書かせていただいております。第2子、第3子以降がみえる方がいるというところで、児童扶養手当のほうを受給されている方が大体第2子、第3子以降がみえる方の割合で計算しまして、対象児童として815人というところでこの金額をまるめて計上させていただいているところでございます。

○ 伊藤昌志委員

あと1点です。独り親に関しましては、世帯の同居の方がとかいうのは関係なしで独り親というくくりでよかったですでしょうか。確認です。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

3世代同居とかで祖父母の収入によって児童扶養手当の対象になっていない方もみえると思いますけれども、今回の市単の部分につきましては、そういう家庭であっても受けていただけるように進めていくところでございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、討論を行いたいと思います。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしということで、それでは、反対表明もありませんでしたので、簡易採決を行いたいと思います。

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、第10款教育費、第4項幼稚園費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

確認ですが、簡易採決でしたので、全体会に送るものはなしということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、そのようにさせていただきます。

[以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、第10款教育費、第4項幼稚園費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者の一部が替わりますので休憩を取りたいと思います。午後2時25分まで休憩を取りたいと思います。

14:08 休憩

14:22 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが全員おそろいになりましたので再開させていただきます。

インターネット中継、よろしくお願いします。

それでは、続いて、使用済み紙おむつ回収事業に付された附帯決議への対応についてを議題といたします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

使用済み紙おむつ回収事業に対する附帯決議への対応につきまして、説明をさせていただきます。タブレットのほうをよろしくお願いいたします。

タブレットでは、03、6月定例月議会、05教育民生常任委員会の資料、21分の4ページをよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

よろしくお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

使用済み紙おむつ回収事業に対する附帯決議への対応につきまして、まず、資料の1、附帯決議の内容でございます。

去る2月定例月議会での当事業に対する附帯決議の内容はご覧のとおりでございますが、その附帯決議の内容の1行目でありますが、当事業の予算執行前に衛生上の観点も含めて保護者のニーズを的確に捉えた上でといった内容から、再度アンケートを実施させていただきました。

そのアンケートでございます。資料21分の7ページをお願いいたします。

アンケートの実施期間を令和2年6月1日月曜日から6月4日木曜日までとし、今回は保護者の方々にアンケートを手渡し、6月4日を期限に後日回答をさせていただいております。

そのアンケート内容は、次ページ、21分の8ページでございますが、アンケート内容は計5問とし、問1ではお子さんの属性、問2では紙おむつ処理方法、問3、問4において、それぞれの事由、そして、最後、問5は自由記述欄とさせていただいております。

再度、資料21分の4ページに戻っていただきまして、2の保護者のニーズを把握するためのアンケートの実施の結果でございます。

実施対象は、紙おむつ回収未実施園におけるゼロから2歳児の1113世帯の方々に対して、その回答率は89%で、994世帯から回答を得ております。

次に、回答結果の概要といたしまして、まず、処理に対する保護者の意見、問2関係で

ありますが、紙おむつの処理方法はどれを希望しますかという問いに対しまして、1の園での処理が60%、2の保護者の持ち帰り、つまり現状のままが13%、3のどちらでもよいが27%の結果でございました。

そのうち、1の園での処理を選択した理由でございますが、一番多かった理由が2の臭いが気になるし持ち帰るのは不衛生だと考えるからが277世帯、次に多かった理由が1の持ち帰りの負担が減るからが116世帯であり、あと、ご覧の結果でございます。

次に、21分の5ページをお願いいたします。

保護者の持ち帰り、いわゆる現状のままを選択した方々の理由でございますが、1番は4の費用をかけずに各家庭での処理をすることで十分だと思うからが73世帯、次が1の各家庭で健康状態やおむつの使用料の把握ができるからが22世帯でございます。また、上記以外の理由の方々が5世帯いらっしゃいましたが、その理由はご覧のとおりです。また、併せてアンケート最後の自由記述欄でございますが、250世帯の方に記述をいただいておりますが、資料21分の5ページのご覧のとおりでございます。

次ページ、21分の6ページをお願いいたします。

3のアンケートから見る保護者のニーズでございます。

臭いや衛生面、感染症リスクの観点から、使用済み紙おむつの園での処理を希望している保護者のニーズが一番高い結果となり、また、使用済み紙おむつを家に持ち帰ることに負担を感じている保護者のニーズが次に高い結果となりました。

一方、園での処理を選択された世帯の中でも自由記述欄におきまして、保育士の負担が増えることは望んでいないといった意見が多数みられました。

次に、保護者の持ち帰りを選択された127世帯のうち、6割程度の保護者の方が費用をかけずに各家庭での処理をすることで十分と思うからとし、費用が高い、園の環境改善やほかのことに税金を使ってほしいといった意見がございました。

また、自由記述欄では、保護者の持ち帰りを選択された127世帯とどちらでもよいを選択された274世帯のうち、1割から2割程度の保護者の方が費用が高い、園の環境改善やその他のことに税金を使ってほしいとの意見がございました。

最後でございます。4の事業実施に当たって勘案していく事項でございますが、施設環境は園によって異なるものの、使用済み紙おむつの保管方法を園児ごとの蓋付バケツの管理から各トイレと屋外に設置する回収専用ごみ箱に変えることで園内のさらなる衛生面の向上に取り組んでいく、また、事業を実施することにより保育士の負担が増えることがな

いよう配慮していくとともに、開始後の状況を見ながら必要に応じて改善策について検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 中村久雄委員

1点だけ確認させてください。

1番、2番、3番の意見のどなたも保育士の負担を非常に懸念されているというので、園で処理したら保育士の負担が減るからというのと、また、園で処理したら保育士の負担が増えるというような見方もこの中で読み取れるんですけど、実際のところ、園で処理したほうが保育士の負担は減るのか、また、園の構造によってここに違いが出てくるのか。どうということなのかな。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課、大西でございます。

中村委員のほうから、園での各保育士の負担は減るのか増えるのかといったところで質問をいただいたところでございます。

今回、使用済み紙おむつの回収で単純にお帰りの際に保護者が持って帰っていたおむつの処理、例えば各トイレの回収ごみ箱に集まったおむつを外の専用ごみ箱に持っていくこととなりますが、しかし、保育士が削減する業務といたしまして、現在の使用済みおむつを、現在は各園児ごと、A君の、Bさんのといった園児ごとの蓋付のバケツに分けなくてもいいということで、各トイレの回収ごみ箱に入れて済むといったところ、そしてまた、園児ごとのバケツも毎日一つ一つ洗わなくてもいいといったところで、総体的に考えると増えることは少ないのかなと考えております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

ここの意見の中で、園で処理したら保育士の負担も心配やという声は当たっていないという理解でいいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

保育士の負担が増えるのかといった件につきましては、今申し上げたところでございます。

ただ、これは始まってからの事柄につきましては、当然、今申し上げたところで増えることはないだろうといったところで考えておりますが、状況に応じてはその開始後の状況を見ながら、必要に応じて改善策も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

衛生面も前回の説明では週に5回、金曜日、週の終わりにして月曜日まで、土日もあって、2日から3日間置いておかないかんという衛生面のほうは、それは全然大丈夫と考えていいですかね。

○ 大西保育幼稚園課長

回収につきましては、月曜から金曜の週5でございます。保育の実施のことを考えますと土曜日に回収しないことにもなりますが、土曜保育は比較的園児数も少ないことから、そういうことも踏まえてきちっと外付けの蓋付の回収ごみ箱でその間はしっかり管理していくといったところで考えております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

今、課長から保育士の負担、減るだろうというようなところの見込みの話があったと思うんですけど、それはあくまでこども未来部としての見解であって、現場のゼロ、1、2歳担当の保育士とか園長会で話をして確認を取っていますか、保育士の負担が減るかどうかって。

○ 大西保育幼稚園課長

減りますか増えますかと言ったところではなくて、紙おむつ回収を実施した折にはこのような集約したバケツを各トイレごと、そして、園外にも各回収ボックスを置くといったところで、要は個々に集めなくてもいいといったところの紙おむつ実施の想定の話はしております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

意味が分からんのやけど。実施の話はしておるといふのと、保育士自身、あるいは各園の園長が保育士の負担が減ると認識しているのか、あるいは、保育士自身が負担が減ると感じているのか、負担が増えると感じているのか、そこの聞き取りは全くしていないということですか。

○ 小林保育幼稚園課副参事兼課長補佐兼指導係長

保育幼稚園課の小林です。

今、各園長がどう考えているかという採決みたいなものは取っていませんが、話の中で、今、作業工程を考えると、各保育士が今は個々に分けなければいけないので、その作業の中で、替えるときに一つの洗面器を個々で混ぜていくことができません。1人替えたら一つ入れ、一つ替えたら一つ入れというところで、そこを個々間違えないように入れていくという作業があります。今回、それが分けなくてもいいということになると、一つのところに幾つかを入れて一つの管理のところに入れていくということになります。話をしている中で、これこそ各園長先生の考え方によって変わってきているというのがありますので……。

○ 石川善己委員

取っていないって言ったやないか、今。何が考えが変わってきておるのや。

○ 小林保育幼稚園課副参事兼課長補佐兼指導係長

でも、話はしています。ただ、採決という形で何人という手を挙げるということはありませんけど、様々な意見があるということは事実です。

○ 竹野兼主委員長

確認は取れていないと指摘されていますけど、そのところについては、確認は取っていないというのは間違いないんですか。

○ 小林保育幼稚園課副参事兼課長補佐兼指導係長

数的には確認は取っていません。数的に賛成かどうかというのはしていませんけど、その中でどういうところが変わってくるのかという話はしています。

○ 石川善己委員

意味が分からん。変わってくるという説明をしておると保育の負担が減るって実際に務めている保育士やそういった担当者が感じているかどうかというのは全く別物の話で、中身が変わるよということを自分たちは認識しているだけで、現場で働いている人たちがどう感じてるかって、全く取っていないということやな。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

今申し上げた事業工程等、紙おむつ回収事業では考えているといったところです。

今も申し上げましたように、途中の紙おむつの回収のプロセス、保育士の動きを想定しますと、保育士の業務は増えることはないといったところで考えております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

あくまで現場に立っていない人間が勝手にそうやって思っておるだけやろう。俺、いろんな保育士さんと話をしておるけど、業務が増えると言っておる保育士さんばかりやで。

○ 大西保育幼稚園課長

私も現場のほうを見にいった、この紙おむつの実情は見にいった園長とも話をしております。そういう中では、度々申し上げますけれども、各園児ごとの使用済み紙おむつの管理、これが少なくとも1か所に集約されるといったところから、保育士の業務量、そして衛生面を踏まえて、この事業はそういうところで意図するところということで考えており

ます。

以上でございます。

○ 石川善己委員

でも、直接取っていないんやな、アンケート、ゼロ、1、2歳の担任とか園長とか。何でそれやのにこのアンケートなん。完全に誘導やで、こんなん、P8。園での処理を希望するところの選択肢4番、園（保育士）の負担が減るからって断言しておるけど、こんなもの、完全に保護者に対して、保育士さん、園の負担が減りますよって誘導しておるのと一緒やで、こんなん。せめて公平性を期するのやったら、現状のままでええに関しても、園（保育士）の負担が増えないからという記載欄を設けやんだら、完全にいいことづくめの回答しか選択肢見てもできやんやないか。明らかに誘導やないか、こんなアンケート。おかしいやろう。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課、大西でございます。

石川委員のほうから、このアンケートのほうは誘導ではないかと、誘導の意図はといったところでご質問をいただいております。

前回のアンケートに引き続き今回のアンケートの内容は実施しておりまして、前回の内容も振り返りながら回答していただきやすいようなどころで説明設定などは検討してきたところです。例えば前回は、やはり保育士からの直接の聞き取りであったといったところで、すぐさま回答を求めるといったところでアンケート用紙を配布したり、考えるための資料がないといったところについては事業の説明をつけてご用意させていただいたところでございます。

○ 竹野兼主委員長

石川委員が指摘している意図的なアンケートではないかというところについて、それはないということですか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

今踏まえたところで、意図的なところで誘導はないといったところです。

また、保育士の負担のところでヒアリングはといったところにつきましては、事業の実施を説明したところで、これでは負担が増えるといったところは、逆にお声は聞いていないものですから、今申し上げたところで、やはり保育士の負担が増えることはないのかなと考えております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

そう言うけど、私が聞いているところでは負担が増えるという人ばかりなんですわ、20人も30人も聞いていないけどね。その中で、こういう選択肢の入れ方というのは非常に問題があると感じる。せめて入れるんやったら、きちっとゼロ、1、2歳の担任の保育士さんと園長ぐらいは聞き取って、圧倒的に業務負担が減るんだよという認識のデータが出た上で載せるならまだしも、かなり負担が増えると言っている方がいる中でこういう選択肢の作り方というのは非常に問題があると思う。

ほか、もうちょっとやりたいけど、関連が挙がっているようなので一旦ここでやめますけど、非常に意図的な誘導アンケートやということだけ申し上げておきます。

○ 伊藤昌志委員

関連で、私も本当に公平な目で考えたいと思うんですけども、今、石川委員がおっしゃったところから行くと、逆にお出しいただいている4ページのところで、事業実施に当たって勘案していくべき事項のところに、中黒二つ目のほう、事業を実施することにより保育士の負担が増えることがないよう配慮していくとともにということは、勘案すべきことになっているので、理事者の皆様からも負担の増える要素があるということからのこの文章だと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課、大西でございます。

この増えることがないよという部分につきましては、このアンケートのニーズのところの黒ちょぼの三つ目でございます。園での処理を選択された中でも、保護者の方々が園での処理を選択された方々の中でも自由記述において負担が増えることを望んでいない

といったところを踏まえて、再度勘案すべき事項として明記させてもらった次第でございます。

以上でございます。

○ 伊藤昌志委員

私は石川委員ほど現場を知らないのですが、文章からいくと、ここが書いてあるということは増える要素があるからかなというふうになんかと思った次第です。感想まで。

○ 川村幸康委員

このことはやっぱり附帯決議を受けてということでしょう。背景はあったわけで、基本的に。それは前のときの最初にとった真っさらなアンケートが多分ニーズやったと思っているんやわ、私は。アンケート、前回取りましたやんか。あれが一つの認識で基礎ベースになって、でも、議会としては衛生上の観点も含めてもう一遍きちっと説明した上で、それでも保護者のニーズがということのときにどうやという話やと思うんですよ。そうすると、極端なことを言うと、保護者の手は離れたと私は思っているんですわ。だから、ここでもう一度保護者にアンケートを取ると、誘導的、誘導的でないというのは物の見方によっていろんな見方はあっても、基本的に一番最初にとったのがあるがままの姿を映し出したアンケートで、2回目にこれを取ると、どうなるかと言ったら、判断基準というのが幾つもあるわけや。おむつ持って行ってほしいですかと聞かれたら、おむつ持って行ってほしいというのが出てくるし、費用対効果はどうなんですかと言われたときも含めるとまたどうなんですかという話も、いろんなことが出てくるわけやん。

今度、一番大事なのは、子供の負担はおむつを処理してもらうんやで、保育園の先生の負担が一番なんやわな、制度的に考えると。保護者よりもどちらかと言うと、本当は抑えつけるのではなくて、私が聞いておるところ、今伊藤委員が言われたとおり、現場へ行っていて、現実に現場で現物を持って知っている人は、よく中村委員が言うあれやわな、自由記述欄で、保育士の負担が増えることは望んでいないといった意見が多いということは、逆に言うと、保護者から見ても保育園の先生の負担は増えるやろうなと、持ち帰るよりも園での処理は。ということがここから読み取れるのが一つ。それと同時に、逆に言うと、伊藤委員が指摘したように、増えることがないように配慮していくとともにということも、逆に言ったら保育士の負担は増えるというのをここで言っているように思っておるんやわ。

それと今度、アンケートは振りかざすんやけど、実はアンケートはどうにでも左右される、動く心の変動は、それは持って帰れる、持っていってくれるのやったら市に持ってってもらえさという一般論の話から含めていくとな。それにお金がこれだけかかるんやったらどうやとなると考えは変わる。そうすると、議会がつけたこの保護者のニーズを的確に捉えた上でというのは、保護者はもうええよと、自分らで持っていくよと。そうやけど、衛生上の観点を含めてもう一遍どうやと言ったときに、アンケートじゃなくて保護者と一遍きちっと丁寧な話し合いをせなあかんわ。

それともう一個は、保護者はやっぱり保育園の先生とは表裏一体の関係なんやわ。私もこれ、聞いておるのやわ、自分の妹も言っておるで。そうすると、やっぱり保育園の先生の負担が増えると大変やという声は保護者に伝わるわけや。それを園長会か何かで園長先生にも言ってよというけど、園長会がみんなが一まとめに集まって大西課長に上からぎゅっと言われると何にも言えやんと言っておるのやさ。そうやもんで、やっぱり声なき声は塞ごうと思っても、大西課長、塞げへんし、小林副参事も言われておったけど、説明はしていますとかどうのこうのと言われておったけど、やっぱりその体質を直さんと、こども未来部は、やっぱりあかんに。

子供が一番保護者にとっては大事やもんで、保育士の先生らの負担が増えれば、やっぱり保育園の先生の環境がよくないと自分の子供の環境もよくならないと思っておるのが純粋な親の思いだから、そこを制度を導入するに当たって抑えつけていくのはよくない。だから、私は議会でお願いしたかったのは、そこらも含めて、衛生上本当に価格的にこうなんですよということ。だけど、それでもやっぱりそれは過剰サービスならもう一遍判断は変えろよというのが議会の附帯決議の意向なんや。だから、何が何でも行政が通したで通していかなあかんよという思いで言ったのではなくて、あの場所はそのときの判断では衛生上の観点はなかなか周知はしていなかったやろうと。それも含めて、それでもやっぱり保護者の皆さんも含めてどうなんですかという、あるがままでやってくれよという思いがあったから、ちょっと今回のアンケートの取り方や設問内容を見ると残念やったと思う。議会が附帯決議をつけた意図はどこにあったんだということやわ。そこをきちっと捉えて、意のあるところを、それでアンケートも聞いてくれ。

だから、せめてもしアンケートを取るのであれば我々にも示して、こんなんでも取ったらどうですかというぐらいがあってやらんと、意向把握という中において、アンケートも。取り方一つによっても違うし、説明一つによっても違うんや。これはちょっともう一遍き

ちっと、混乱を起こすために議会は附帯決議をつけたんじゃないでさ。ただ、現場の幼稚園の先生からそういう声は私も聞いておる、実は、保護者からも。そうやで、やっぱりもうちょっときちっとそれは、大西課長が抑えつけ過ぎやわ。声なき声を聞いて、そうしたらどうしようか。そのことにも素直に耳を大きくして聞いて、その上でやらな。

○ 竹野兼主委員長

少し確認をさせていただきたいんですが、先ほど石川委員のほうからもアンケートの部分のところについては少し問題があるんじゃないかという話もありました。附帯決議の対応については今報告を受けているわけですけど、例えばこの委員会の中で報告を受けた後に、今話を聞いていると、保護者のほうからは手が離れたというような言い分のところという川村委員からの指摘もあります。そうすると、園の指導者との確認が取れていないんじゃないかという指摘をされています。その部分のところについて、例えば聞き取りをするというようなことはお約束していただけるのかな。それさえすれば一旦ここの部分の報告についてはというふうな思いがあるんです。そういうことができるのかどうかだけ、ちょっと教えてください。その前のところの部分、分からないので、私はきちっとしたフラットな部分で、どういうことなのかそこを確認したいと思っているんですけど。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

当事業につきまして、例えば抑えつけるじゃないですけども、当事業の趣旨とか説明はさせてもらっておるところでございます、園長会等でですね。保育士の負担の考え方については、課としては今申し上げた考え方でございます。

○ 竹野兼主委員長

だから、その部分のところについて、課はそうやって考えているけど、現場の声が確認できていないんじゃないかと指摘されています。だから、その部分のところについて、確認をする必要が、もしかして例えば必要やという状況があるのであれば、それをこの附帯決議のところでも漏れていた部分のところでもそれを実施してもらおうというような形も可能なのかな。その部分のところを確認した後に附帯決議の報告の最終な形にしてもいいのかなと、やることも可能なのですかと聞いているんです。意味分かる。

というのは、今の報告の部分のところについて、今、足りやんやないかという意見が3人の方から出てきているところですけど、その部分のところについて、報告を受けるだけなので、そのまま報告を受けたからということでそのまま済ませていいのかどうかも含めて、多分このままで行けばどんだんどんだん同じ話が出て報告の形になりきらんのかなと。先ほど小林副参事のほうからは、一部の方とは話はしているとかというふうに言われていましたし、そのところの部分について、ゼロやないかという部分というふうに言われているのとそうじゃないという意見があるので、そのところだけ明確に。

○ 小林保育幼稚園課副参事兼課長補佐兼指導係長

私は、園長会のほうでは全ての園長が集まってくるので、この話のときに、先ほど言った工程の部分が変わりますので、一つずつの個別に分けるというところの負担は減ります。今度、新たに加わるのが、1か所に各年齢のトイレにまとめていく、それを外のバケツに運ぶという作業は新たな作業になります。ここのやり方については、重さとかいろいろありますので、お昼に1回持って行って1日2回になるのか、1日1回でもいいのか、あるいは台車を使っていくのかというところのやり方は考えていかないといけないと思います。ここの確実に1人ずつに間違いのないように分けるという部分は、負担は減ります。今度それを運ぶという新たなところの負担が重さというのが実際に想像はしていても、やっていないところというところがこれから考えていく、負担を軽減するというか、負担になるのかならないのかというところもこれからだねという話をしています。

○ 石川善己委員

今の話なんですけど、私が何人かの保育士さんと話をしていると、個別のバケツに分けるのはそんな負担じゃないんやという話です。逆に、水分を吸って、要は対象になった子のおむつを全部運ばなきゃいけない重さを、それがどんな天候であろうが、雨が降ろうが雪が降ろうが炎天下だろうが、それを屋外の設置のところへ運ぶ、そっちの肉体的な負担のほうが大きいという声を私は聞いていますよ。それが全部かどうか分からない。僕が聞き取った人がたまたま何人かがそうだったのかもしれないけれども——小林副参事も現場にみえたのでよう分かって見えると思うんですけど——今やっていることに対してはそれほど負荷には思っていないんですよ。ただ、やっぱり量がまとまることによって衛生の問題もあるし、それを運ぶこと、非常に重くなりますよね、水分を吸って。その肉体的な負

担のほうが大きいという方のほうが圧倒的に多い。

だから、説明する側としてはこうやって負担が減りますよと説明しておくかも分かんけど、受けている側がそうですねって感じているか感じていないかというのは別の問題なので、あたかもこうやって負担が減りますよって説明したことが保育士さんの負担が減ると認識していますよというのと意図的にすり替えているのかどうか分かりませんが、そこはやめてもらいたい。あくまでそれは説明した側の理屈ですよ。実際にその業務に携わっている人に聞くと、まとめて持っていくほうがはるかに大変やと言っておる人のほうが多い。その認識はちょっと改めていただきたい。

○ 竹野兼主委員長

認識を改めるのと事業の部分のところについてなんですが、負担を減らすよという意見はあるけど、実際には保育園児の園の保護者がどうしたいかという数字が最も重要なというふうには思っています。

先ほど川村委員のほうから、最初に聞いてもらったアンケートはという話でしたが、アンケートの部分のところについて、私が聞いている部分のところについては少し数字的に思っておった部分、要するに、実は私のところの孫の状況も考えると、家族の中には持っていってもらえるならむっちゃありがたいわという言葉もあったにもかかわらずそうじゃなかったと。その部分のところについては、予算の部分でそれをほかのところに戻したらどうかという、その部分のところについて話があったというふうに聞いています。ただ、予算の部分のところについては、あくまで予算を別のところに渡すどうのこうのというのは、市民にとっては、意識を持っていただくのは非常にありがたいことだと思うんですが、施策をしようと考えた、子育てするならという意味合いで、保護者のための施策として負担が減るという意味合いの部分はよかったのかなとも思っており、その辺のところは少し分からない部分があります。そんなのを含めて、もう一回質疑の部分のところについて、お願いしたいとは思っています。

○ 川村幸康委員

だから、委員長、プロセスがあるわけや、前回の。結局これは行政サービスをするに当たって、税を使って。保護者が望んでおるのか望んでおらんのかと聞いたら、望んでおらんというのもあるよということの中で、それならアンケートを取ったらどうということに

なって、そうしたら望んでいないほうが多かったもので。そうしたらこれはやっぱり過剰サービスなのかなということの判断。そうやけど、村山議員が一般質問されたように、衛生上の観点も踏まえてどうなんやということの中で10月までに、あのまま行ったら否決やと思っておったん。10月開始になるなら、もう一遍保護者にもその辺の衛生上の観点も含めてどうなんやということと、同時に、ここの意図的なところにあったのは、保育士のニーズがそのまま保護者の意見に私は表れると思った、学校でもそうなんやわ。子供の環境がよければ保護者は賛成するし、子供の環境が、先生の環境がよければ親は理解を示すというところがあるということからいくと、やっぱりうんこやおしっこの処理というのは申し訳ないなど。他人の子供のを幾ら仕事といえども申し訳ないなどっておる中でいくと、そうしたらバケツにぼんぼんと放り込んでもらっておいて、帰りになったら保護者に渡すというのが保育士の先生からしたら当たり前前ずっと業務であったので、そのほうが保護者のニーズからすると変わらんのかなと。

それからいくと、今日説明してもらうちにも、そうやって書いていないんやけど、読み取り方としてはやっぱり保護者の中の自由記述欄やけど、それはやっぱり積極的に意見を発する人や。その人から見ても、やっぱり保育士の負担が増えることは望んでいないということは、逆に言うと、これは一般論の想像やで、わしの。今のようなことがうかがえて、それなら保育士の先生の職場の環境がええような形の中でやっていってもらったほうがええのかなというのは、逆に行政サイドのほうも保育士の負担が増えることがないようということは増えるというふうに見ておるわけや。

ここからは一般論やけど、まとめて持っていくなら誰が持っていくのという話になって、そうすると、その中で若い人が一番なのか、それとも、みんなが嫌がるで園長先生か副園長ぐらいが持っていかなあかんのかとか、いろんなことが考えられるので、そこらも含めると、なかなか大西課長や小林副参事に言えやんような、現場でどうするの、役割、どうするのとかとなると、大変なんやったら、保育士のそういうところの部分を細かく現場を分かって現実が分かっておったんかなと思うと一考を要するのかなと思って、俺はな。あかんのならあかんで、はっきりともう過剰サービスでした、ほかのサービスをしますわという話になるのかなと思っておる、もう。こういう附帯決議の対応やとな。ここで見ておるとこれが一番大きいわ。保護者は負担を望んでいないと、やっぱりあんたらも保育士の負担が増えると思っておるのやで。

○ 竹野兼主委員長

報告ですので、その他の委員の皆さんからも少しご意見をいただきたいと思います。ほかの委員の方から、まず先にいただけますか。

○ 荒木美幸委員

私も周りに実はおむつをはめている子供たちが今身近に4人います。考えてみたんですね。その4人の私もおむつを替えたりするんですけど、うちに来ておむつを替えるときは、普通に私が替えたらごみ箱に全部入れていくんですね、もちろん。それを今回の現状の保育園のように1人ずつ状況を見ながらバケツに分けていくということを考えると、単純に私、それは大変なことだなというのはすごく思ったんですね。そうすると、要するに今の現状は、保育士さんは間違えてはいけないという思いがありますので、精神的な負担がすごく多い現場なんだなと思います。おむつを回収したらどうかというと、これは精神的な負担は少し減りますけれども、物理的に運ぶという負担が増える。だから、どちらのケースの場合もやはりメリットデメリットってあるんだなということを感じたんですね。その考え方を、現場の方はどっちがいいのかということを先生たちにきちんと聞き取る中で、こども未来部が誘導する形ではなくてどうなんだというのはやはり、今、小林副参事から少し意見もいただきましたけれども、きちんと胸襟を開いてそういったディスカッションをする必要があるのかなということは一つ思いました。

それともう一つは、2回目のアンケートでは保護者のほうとしては負担が減るので園で集めてくれるならそのほうがやぶさかではないという意見も多かったように思う一方で、実は私の親族にも1人いるんですけど、やはり子供の健康の状況を考えると、やはり親としてはおむつの中身を見たいという意見もやっぱりあるんですよ、これは現前と。それも一つの考え方なので、今回のアンケートを見ていてもそうですね。やはりそういうことでそれを確認したいという親の声もあるわけですね。一つ確認したいんですが、この事業が始まっていったときに、でも、私は自分の子育て信条として絶対に子供のそういったものは確認をするために家に持ち帰りたいんだという保護者がもし、少数かもしれませんが出てきた場合に、これはどういう対応をしていくのか。そこをちょっと確認させてください。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

便の記録につきましては、1歳、2歳児、便の記録は取っていくといったところがございます。例えば体調が優れない、荒木委員がおっしゃった体調が優れない場合の便の記録、これについては今まで以上に注意しながら記録していくとともに、保護者からそのようなお問合せがあれば臨機応変に応えられるように対応していきたいと考えております。

○ 荒木美幸委員

臨機応変というのは、そのものをお持ち帰りいただくこともありという対応をするということですか。

○ 大西保育幼稚園課長

例えば体調が優れない場合にお子さんの便の状態が見たいということであるならば、保護者との話合いの上で対応できるようにはしていきたいと考えております。

○ 荒木美幸委員

それはすごく保護者も望むことだと思うんですが、本当にそうなってくると、ますます現場の保育士さんの負担も増えてくる部分もありますので、そういったケースもあるということも鑑みながら、もう一度丁寧に、まだ日にちがありますので、現場の保育士さんとしっかりとその負担の部分、やはり整理をして私たちにも示してほしいなというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

平野委員、どうですか。

○ 平野貴之委員

引き続き保護者のニーズを捉えながら、また、現場の労力もどんなのかということも加味しながら対応していただきたいと思います。

○ 後藤純子委員

現状をお伺いしたいんですけど、現状というのは、保育士の方がおむつを交換して園児ごとのバケツに入れる、保護者の方が夕方お迎えに来るまでにビニール袋に交換したおむ

つを入れるという作業をされているんですよね、現在って。

○ 小林保育幼稚園課副参事兼課長補佐兼指導係長

小林です。

朝、保護者さんが自分のお子さんの個別のバケツにビニール袋をかけていただきます。保育士は替えるたびに、おむつ交換のときに自分の担当のお子さんだったりクラスのお子さんのものを替えたときに、そのつどそのバケツに入れていきます。

○ 後藤純子委員

バケツというのは毎日洗われているということですか、それぞれの。

○ 小林保育幼稚園課副参事兼課長補佐兼指導係長

毎日消毒というか、手入れはしていきます。

○ 竹野兼主委員長

その袋に入れたやつを、何々さんのですよと渡して、毎日取り替えてもらうということやね。だからその部分があつという間にたまってしまうと重いからというような心配をされているような状況。その部分でよろしいか。

○ 後藤純子委員

はい。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

副委員長、何かありますか。

○ 森 智子副委員長

一番保育士さんの負担になるのかなと思うところは、トイレなりに入れたおむつを園の外に持っていく、その動線の長さだと思うんですね。園によって全く違うと思うんです、その場所が。そうなったときの対応というか、どこまで対応できるのかな。できるだけ回収業者が取りやすいところに持っていくことは必要でしょうし、保育士さんが持ち出す動

線も短いほうがいいでしょうし、そこら辺も環境をどう整えていけるかというのがすごく大事なのかなというのは意見として感じております。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、まとめていただいて、石川委員。

○ 石川善己委員

まず、先ほど荒木委員のほうから出ていた話のところに関連したいんですけど、要は一僕はやることは反対だけど、今でも——どうしても回収をやるというんやったら、保育士の負担を従来から変えないやり方。だから、今、後藤委員も言っていたんですけど、おむつをそのまま保護者に返すんですよね。保護者に返して便の状態とかおむつの使用枚数を何枚変えてもらったか見たいとか、おしっこの出の量を見たいという方は一定数おみえになるので見ていただく。保育士で運ぶのではなくて保護者に返して、園で回収を希望する保護者の方は保護者各自が回収ボックスへ持っていくという、そういうやり方であれば、確認をしたい保護者の方は枚数であったり便の量であったりおしっこの量であったりというところの確認ができます。なおかつ、持ち帰る人は持ち帰ってもらえばいいし、園で回収を希望する人はそれぞれが各自で回収ボックスへ保護者が持っていけば、現状の業務と保育士の業務というのは変わらない。そういうやり方はあると思っています。僕は、この事業自体は反対やけど。そういった考え方もある中で、まず一つ確認しておきたいのは、前回と今回、アンケートの結果がある意味真逆に近い6割反対から6割賛成に変わった。この理由の分析は、何が理由やと思っていますか。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課、大西でございます。

前回のアンケートと今回のアンケート結果のところでございますけれども、先ほども申し上げていますように前回のアンケートにつきましては、準備期間、あるいは調査期間が短くて、要は聞き取りであったことから、今回は保護者が回答を考えていただく情報や回答期間を設けて後日回収としてアンケートを実施させていただいたといったところからこのような結果が出たと理解します。

以上でございます。

○ 石川善己委員

私はアンケートを実施するタイミングやと思います。前回のアンケートが終わって附帯決議がついた後に言いましたよね。4月や5月、子供らが登園を始めてすぐにアンケートを取らんといてよと。園生活をまともに経験していない中でいろんなことが見えていなくて、回収してもらったほうがいいですかと言われてたら、回収してもらったほうが楽ですになるに決まっている。せめて3か月ぐらいは登園してもらった中で、いろんなことも慣れてきて分かってきた中でアンケートを実施せなあかんよという話をさせてもらったよね。それを無視してやったよね、今回。しかも今回は4月、5月で登園自粛やわな、コロナ禍で。ほとんど4月、5月来ていなくて、6月に来ていきなりアンケートという家庭が結構多かったと思っておる。そこが反映しているのかなという気はせんでもない。実際のところ、その確認を取ったわけではないからあれだけど、これは、恐らくあと半年して取ったらまた数字が変わると思う。園生活に慣れて、もっとここをやってほしいというところが見えてくるから。そこは一言言っておきたかった。

それともう一つ。これも前回終わって、今回3月、4月に話をしたんやけど、専門家の意見を聞いてくれと言ったよね。何かというと、今回コロナ騒動があって、コンビニでもトイレを貸しませんよ、ごみ箱、捨てられませんよ、やめてくださいねって、コンビニが一時期ごみの回収、トイレの貸出しもしなかった。その中で、便から感染するリスクが非常にあるというところの中で、本当にこれを園で回収していいのか。保育士の衛生管理、保育士の感染リスク、どう考えておると専門家に意見を聞いておいてよって言ったよね。そこ、聞いた。もし聞いているのであればその見解を聞かせてもらいたい。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

石川委員のほうからは、衛生面につきまして専門家の意見をといったところで、こちらにつきましては、私、年度末の時点で確認をさせていただいております。すみません、ちょっと報告が遅くなったんですけれども、当課の職員が国立病院機構である三重病院の感染症の専門医にもお話を伺ってまいりました。その中で、おむつの排泄物は処理に関わる人の数、保管する場所をやはり最低限にすること、そしてまた、触れる時間を最短かつ単純化することが衛生管理上効果的であるといったところでご意見を伺っております。そう

いうことに関しましても、今回の使用済みおむつ回収事業に関しまして、衛生面といたしましても——度々申し上げておるんですけれども——園児ごとのバケツで保管する方法から回収専用のごみ箱に保管する方法に変わることによって臭いが抑制されるなど、衛生面が向上されると。また、おむつの保管が集約されることによって、園内の保育に従事する保育士はもとより、園全体の感染リスクは下がるのではないかと考えてございます。その点、保育士の感染リスクにつきましては、おむつの保管場所が集約されるということですが、外へ持っていかなければならないといったところは、この辺りは状況に応じて改善策があるなら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

よう分からんのやけど、説明。

考えていますと言ったのは、大西課長が専門家の意見を聞いてそう考えたのか、先生の見解としてそうだと言いつけられたのか。そこがはっきりせんのやけど。

○ 竹野兼主委員長

専門家の方向性をしっかり明確に示してください。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

感染症の専門医の方がおっしゃったところは、先ほど私が申し上げた前半のところでございます。

以上でございます。

○ 石川善己委員

もう一遍簡単に要約して言って。

○ 竹野兼主委員長

まとめたほうが安全なのか、安全でないのか。

○ 大西保育幼稚園課長

おむつの排泄物処理に関わる人の数、保管する場所を最低限にすること、また、おむつに触れる時間を最短かつ単純化することが衛生管理上効果的であるといったところでございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

明確に聞いているのは、まとめたほうが衛生上いいということやね、ということですねというふうに判断をしているということを確認させてください。

○ 大西保育幼稚園課長

そういうことで感染専門医の方のお話は伺ってまいりました。

○ 石川善己委員

今のは一般論的な見解かなと思っていて、今回のこういうおむつ回収業務のこういうケースやったらどっちがリスクが高いとか、そういうところの見解までは聞いていないということ。聞いていると、一般論的な話ですよ、今回のこのケースではなくて。このケースでというのでどっちがどうやというのを聞いたのであれば、そこをちょっと聞かせてください。

○ 大西保育幼稚園課長

当市ではこのような紙おむつ回収事業を計画しているといった上でお話を伺ってまいりました。ですので、石川委員がおっしゃる観点としてはそうやって捉えますが、そのようなご意見をいただいたところでもありますので、当事業は、衛生的にも感染症リスクを防ぐ観点で効果があると考えております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

専門家の見解としてはそういうことだということですね。

○ 竹野兼主委員長

あと、お話しされる部分のところで、先ほど荒木委員も言われた10月開始ですよ、実施。足りない部分のところは今指摘されている部分があって、この話をしてもなかなか次の前向きなという言い方はおかしいかもしれませんが、それが確認できないとそれを進められるのかなというふうに少し疑問を持っています。先ほどもお話しさせていただいた私が思うのは、例えば保育士さんの状況がまだ分からん、していないよねというので、一部はしていますと言っていますけど、その部分のところ。そして、委員会の部分のところで行くと、休会中の調査という部分のところもまたありますので、そのところでの報告というのを改めてその部分だけ、少なくともその部分は調査するということはできないんですかねと私は思うんですけど、石川委員、何かありますか。

○ 石川善己委員

個人的な意見なのであれですけど、附帯決議がついています。当初は10月からという事業計画で示されていますけれども、いろんな課題があるのであれば10月開始を遅らせるしかないのかなって。何が何でも10月にやるために強引にやっていくのではなくて、課題を解決して委員会の中である程度、全体会へ上がっていったいいんじゃないかというところに行くまでは少し時間をかけないと、何が何でも10月にやるために強引にやっていくんだというところでは納得できないし、まだ要求したいこともありますので、そこがある程度、100%ではないにしても、納得いく答えがいただけないと、私としては予算常任委員会全体会へ上げていくというところには同意ができない。だから、できれば10月に間に合わせるほうが良いとは思いますが、何が何でも10月のスタートをしなければいけないという事業ではないと思っていますので、意見です。

○ 竹野兼主委員長

本日、回収事業に付された附帯決議についての対応の報告という形になっております。これについて、石川委員が言われた議案の変更という部分のところについては、今のこの状況では制度上受けかねる部分かなと思っているんですけど。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員

議案の変更ではないでしょう。あくまで予算は認めているので、執行時期をいつにするかだけの話であって、議案の内容そのものが変わるわけではありませんので、執行時期がずれて、最終的に補正予算で残が出れば残が出たという格好かなと思うんですよ。10月から開始の半年分の予算は承認をしていますので、附帯決議をつけて。議案の変更ではないと思います。

○ 竹野兼主委員長

ただ、附帯決議の部分のところについてはしっかりと進めていただくという状況を報告していただいて、これは四日市市議会と行政の約束事でしっかりと守っていただくというのが基本になっていると思います。

今回、この附帯決議の部分のところについては、衛生面と保護者のニーズという部分のところが附帯の状況になっています。その中で、保護者の部分のところについてのニーズという部分についてはアンケート、いろんな問題があるという指摘はありましたけど、それはされている。そして、衛生面という部分のところでは有識者のほうで確認を取っているという状況があって、附帯決議をつける部分の付された部分のところについては、一応報告としてそれはクリアしているという状況にはなっているというふうにするのが普通かもしれませんが、今、お話を聞かせていただくと、本当に保育士さんの対応の部分のところに少し欠けている部分があるんじゃないかというお話をされていると、そこだけはもう少し確認したほうがいいのではないかなというふうに。そのときの話は聞いていないのでどこまでという状況ではないですけど、これを、報告を受けるという意味合いのところについて、附帯決議の部分のところについてはそういう形で説明されておりますので、期限を10月からというのを遅くするかという部分のところではここではないと思っていますので、その点は了解していただきたいと思います。

○ 石川善己委員

遅らせることが前提ではないですけれども、附帯決議の履行状況の中でどうだということがあれば遅れる可能性もやむを得ずかなというふうに思っています。要は保護者のニーズを確認するアンケートの中で保育士さんの負担が増えるのか減るのか変わらないのかというところが一つアンケートの中で課題だということのある程度認識ができたかなと

思っていますので、そこを明確にして、なおかつ保護者のニーズがどうなるのかということと、まだ課題があると思っているのもう一点話をしたいところがあるんです、僕は。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その課題だけ話してください。

○ 石川善己委員

もう一点、ページ5のその他の施設環境整備についても継続して取り組んでまいります。要は、前回そんなお金が、年間4000万円、10年で4億円あるのであれば、施設であるとか設備であるとか教材であるとか遊具であるとか、そういったところの整備に充ててほしいという声が多かったからこれを書いたんやと思っているんです。アンケートをいい方向に持っていきこうということでこれを書いたんだと思うんですけれども、であるならば、この施設環境整備、アンケート結果に合わせて公立保育園、あるいは私立の保育園も含めて、現状、保護者のニーズで何を直してほしいかというところ、当然こども未来部であれば毎年のように要望とか申請が上がってきているので把握をしているはずなんですよ。どこの園から何が出てきてというものを、それがいつやれるかというのは別にして、今現状、施設、整備、遊具、教材等の課題で把握している一覧表を併せて出していただきたい。この園のこの部分をやっていきますよということを明確にアンケートにこうやって書いてあるので、それを示してほしい。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

今、石川委員が言われた概算で年間総額という部分、保護者の費用負担はありませんという形ではあるんですけど、予算の部分のところの別枠と言ったらおかしいですけど、遊具なり何なりとかというふうな話の状況を資料で提出してほしいという申出がありました。そういう部分のところの資料みたいなものというのは出せる状況ですか。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

ただ、それを先ほどもお話ししていただきましたが、いついつまでに直せというのではなくて、それを把握しているかどうかの資料というふうに言われておりますので、そういう資料というのはあるのかなのか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

石川委員から、各園での整備の、例えばここを直してほしいといった要求ベースの資料をといたところでご請求をいただいた次第でございます。保育園なりの遊具、あるいは消耗品等の充実については図るべきであるといったところで、例えば今年度もその予算等を組んでおりますが、現在の園整備の状況、一覧にしてまとめさせていただきます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

要するに、今お話しのところ、今の話じゃなくて、いろんな園でこんなところが必要なんだという要望している部分のところが一覧でほしいということだと思っておりますので、それで用意はしていただけますか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

ご用意させていただきます。

○ 竹野兼主委員長

そういう形ですので、あくまで今回につきましては附帯決議への対応ということで、今の現状を皆さんに聞いていただきました。こういう話を聞かせていただくと、私自身としては保育士さんの状況というのは少し確認したほうがいいんじゃないかなと。もし可能であれば休会中の調査のところでもた改めて報告していただければ善処していただきたいと思っておりますけど、川北部長、どうですかね。

○ 川北こども未来部長

いろいろご意見ありがとうございました。

確かに保育園や保育士の業務の軽減というのがイコール保育の質の向上、時間も含めて保育の質に、これは当然比例しているという状況でございます。それと、石川委員のほうもご心配いただいていたように、当然のことながら保育士は保育士の安全性という観点も見ていかなあかんということでございます。そういった中で保育士の意見を聞いてと、それは今までも園長会を通じてやっておったところなんですけれども、まだ十分じゃないということであれば、それはそれでさせていただきたいところでございます。

ただ、一方で私どもの勝手なことを申し上げれば、10月の下半期のほうからそういったことのおむつの回収事業についてさせていただきたいということを考えておりますと、これも入札させていただきましますので、できたらこれについて執行をお認めいただいた上で、並行してその辺りのことについて、石川委員のほうからはアイデアもいただいておりますので、そういったことも含めてさせていただければというふうに考えておるところでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、意見は聞いたけど、このままやらせてもらいまっせという話でええの、契約するということは。議会で附帯決議で厳しく執行停止まで書いてあるんや。でもそれは関係ないよという話なん。

それと、もう一つよう分からんのは、さっき、荒木委員が聞かれておったときに、回収の専用ボックスで一つにまとめるので衛生的にいいという話があったんだけど、保護者によっては自分らで持って帰るといふなら持って帰ってもええよということは、前のときはあかんと言っておったと思っておったんやけど、今回はええということなん、今のあれで。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

体調が優れない場合ですね。例えばお子さんの状況を便も含めて保育園での状況を把握したいといったところの対応ということで、基本的には毎日回収ですけれども、どうしてもそのお子さんを取り巻く環境として、どうしても必要な個別事象の場合ということで答えさせていただいた次第でございます。

○ 川村幸康委員

アンケートに書いてある効果のところとは少し違うわけやな。だから、そこらが行政的にこの事業を導入したいという手段の取り方として、目的として、よくないなと思っておるんや、俺は。もう少しあるがままをきちっと聞いてやっていかんと、この面から見たらこういうことがあるよということを大きくうたいながら進めようとするところが、やっぱりこども未来部、もう少しきちっとせなあかんのと違うかなと思うよ。だから、附帯決議は外れていないんだから、それを取っていくというのなら、これならいいよねというようなものをきちっと議会に提示せんとあかんのと違うか。

○ 竹野兼主委員長

ちょっとこの話、休憩を一度取りたいと思います。午後3時45分まで休憩させていただきますので、申し訳ありませんがしばらく休憩とさせていただきます。

15 : 33 休憩

15 : 45 再開

○ 竹野兼主委員長

時間を超過して大変遅れて申し訳ありませんでした。ちょっと理事者とお話をさせていただいて確認を取っていたところで、遅れたこととお詫びいたします。

今回、使用済み紙おむつ回収事業に出された附帯決議案の対応ということで、今日報告を受けるといふ状況になっております。その中で様々な意見が出てきました。その中で、先ほど私のほうからも休会中の所管事務調査とかというお話を少しさせていただいたところですけど、予算常任委員会全体会の部分のところは状況としてはあります。そのところの部分も含めて金曜日、予算常任委員会全体会がありますので、その部分のところまでにできる限り保育士さんから聞き取り、先ほど石川委員が言われた資料の請求の部分のところ、その部分のところも準備をしていただきたいという話をさせていただき、確認が取れましたので、26日の予算常任委員会全体会のときまでにこの附帯決議の対応についての報告をいただいて理事者としての判断をしていただきたいということで話をさせていただきましたので、委員の皆さんにおかれましてはご了解をいただきたいと思います。

部長、それでよろしいですね。

○ 川北こども未来部長

本日いただきました保育士への意見聴取であったり、保育園を中心とした施設の要望の一覧というものについてだと思いますが、資料を作らせていただきまして、予算常任委員会全体会で改めてご説明をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

ということで進めさせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、この使用済み紙おむつ回収事業に付された附帯決議の対応についてはこの程度とさせていただきます。

15：47 休憩

16：03 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、次に、四日市市少年自然の家の指定管理の対応についての報告がございますので、理事者の一部入替えをお願いします。

準備ができましたので、四日市少年自然の家指定管理者への対応についての第2報の報告を受けたいと思います。

ただ、資料説明の際につきまして、個人情報に関わる部分がございます。その部分に及ぶ際には皆さんにご了解いただかなきゃならないんですが、秘密会にてその部分だけは議事を進めさせていただきたいと考えておりますが、皆さんのご同意をいただけないとそういう形になりません。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員

これは、今から秘密会にするということなの。

○ 竹野兼主委員長

いや、違います。ある部分、事件の部分のところについて、どうしても個人情報を出さなければならない、その部分のところについては秘密会という形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

こども未来課、西村です。

私のほうからは、四日市市少年自然の家指定管理者への対応について、第2報の報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

タブレットは、03、6月定例会議、05教育民生常任委員会、003こども未来部（予算分科会、協議会、報告資料）をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

お願いします。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

5月22日の当委員会におきましては、5月20日付で指定管理者に対して報告書の提出を求めたところまでご報告させていただきました。

その後、6月2日に指定管理者より報告書を受理いたしました。指定管理者からの報告書は、資料21分の17から21分の19ページでございます。

この報告書の内容を基に聞き取りを行うとともに、6月4日には独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携して現地調査を実施いたしました。これらの調査により事実関係と詳細が判明いたしました。

まず、機構の事業委託を受けるに当たっては、実行委員会を組織することとなっております

ますが、委員とされた方々に機構が確認したところ、委員への就任や会議の開催等、全く身に覚えがないとの回答であったとのことでした。

次に、資料のほう、21分の14ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

1番の調査結果をお願いいたします。

このように、前所長が架空の実行委員会名義を用いて機構に対して虚偽の申請を行い、取得した事業委託金の一部を私的流用していたことに加え、本来、指定管理者の責任と費用において実施する主催事業の一部に実行委員会として実施すべき機構の委託事業を上乗せするなど、混在する形で実施していたことを確認しました。

概要につきましては、(1)に記載のとおりでございます。

前回は平成30年度の委託費を300万円と報告させていただきましたが、最終確定額は292万1000円であることを確認いたしました。

また、下線が引いてあります206万6125円がこのうち前所長が2か年で私的流用を認められた金額でございます。

次に、(2)の不適正の内訳ですが、前所長が機構からの事業委託金を1人で管理する中で複数の方法を用いて支出しておりました。

①は、架空のイベントを計上し、実在する業者の領収書等を偽造した事例でございます。例えば令和元年7月21日の家庭の日応援プロジェクト7月の事業におきましては、指定管理者が市に提出している事業計画に基づき、主催事業としてカブトムシ捕獲体験やマスのつかみ取り等の経費を支出しました。前所長は機構に対しては同じ日にうちわ作りという架空イベントを実行委員会が行ったことにして実在の業者の請求書や領収書等を偽造したもので、同様の手法で2か年で約131万円を私的流用しておりました。

資料のほう、21分の15ページをお願いいたします。

先ほど説明させていただいた主催事業ですが、協定書により、指定管理者が自己の責任と費用により実施する業務としております。

続いて、②は謝金領収書を偽造していた事例です。

例えば、令和元年6月16日の家庭の日応援プロジェクト6月の事業では、指定管理者が主催事業として茶工場見学や天ぷら試食、茶農家での茶摘み体験等を実施しました。茶摘み体験につきましては、実際には地元ボランティアの方が無償で協力していただいたものですが、機構に対してはボランティアの方に謝金を支払ったかのように領収書等を偽造して報告したもので、同様の手法で2か年で約75万円、①と合わせて2か年で約206万円の

私的流用を行っていたものでございます。

次に③の事例です。

こちらは私的流用が確認されたものではございませんが、他団体の事業と混在していた令和元年9月28日、29日に開催された秋のわくわくふれあい祭りの事例でございます。

この事業は、指定管理者の主催事業と他団体の事業を連携して実施したもので、機構に対しては、全体を機構委託事業として実施したかのように報告し、委託金をステージの設営等に充てておりました。これは事業委託金の支出としては不適正であり、本来は各実施団体で費用負担すべきものであると機構から指摘を受けたものでございます。

次に、前回、川村委員からもご質問いただきました（3）の不適正の発覚の経緯についてでございますが、きっかけは内部からの情報提供ということで資料に記載させていただいたとおりでございます。

次に、資料21分の16ページをお願いいたします。

このように判明した事実から、（4）の要因分析、①指定管理者の内部統制につきまして、本来職員が実行委員会等の委員に就任する場合は、事前に上司の決裁を受ける必要がありますが、機構委託事業については、前所長が個人的な関わりで行う事業のように説明を受け、当時の実績や働きぶりからそれを信用してしまったと指定管理者から報告を受けております。

次に、機構委託事業について、協力者や気づいた職員がいなかったかという観点で、現地スタッフに関与の有無や認識を確認いたしました。

その結果、前所長の指示により、機構からのメールを前所長に転送したり簡易な返信を行ったことはあるものの、前所長の専属事業と認識しており、事務に関わった認識もなく、機構への提出書類の決裁印も無断で押印されていたとのことでした。

所長という責任ある役職に長年同一人物を起用していたことも相まって、結果的に前所長の単独行動を許すことにつながった可能性があると考えられます。

次に、②の市のチェック体制につきまして、指定管理者から提出された事業計画書及び実績報告書に基づき、現地調査を含めたモニタリング調査を行っていますが、他団体からの委託事業や助成金の有無、状況を確認する手続を備えておりませんでした。

それらを踏まえまして、2の指定管理者への対応ですが、6月10日付で指定管理者に対して再発防止と信頼回復を図るため、指定管理業務に係るコンプライアンス及び内部統制の大幅強化、主催事業と他事業との区分の明確化、以上の2項目について、協定書に基づ

く改善指示を行いました。

改善指示文書につきましては、資料21分の20から21分の21のとおりでございます。

再度資料のほう、21分の16ページに戻っていただきまして、大きな3番の今後の市の対応方針といたしましては、公の施設の設置者としての責任を果たすため、再発防止と信頼回復に向けて、これまで以上にコンプライアンスとチェック体制の強化を図り、健全な施設運営に努めてまいります。

具体的には、(1) 今後、指定管理者から提出される業務改善報告書に基づき、毎月の月例会議の場でコンプライアンスや内部統制の強化についての改善状況を確認し、(2) 少年自然の家において、他団体から助成または委託を受けて業務を行おうとする場合、また、他団体との連携イベントを行おうとする場合は、あらかじめ市に事前協議を行うこととしたいと考えております。

タブレット資料の説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

それでは、ここから個人情報を含む内容になりますので、秘密会にて議事を進めさせていただきますと思います。

それでは、インターネット中継を中止していただきたいと思います。

16 : 14 秘密会開始

(秘密会につき会議録中略)

・四日市市少年自然の家指定管理者への対応について (第2報)

16 : 32 秘密会終了

○竹野兼主委員長

先ほど川村委員のほう为抓手と意見をいただいたのについては、最初の内容的な部分のところについて、大きなしっかりとした意見だったとっております。それ以外について、他の委員の皆様、ご質疑があればお受けいたしますので、何かございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

3点ほどお願いします。

21分の16の要因分析のところを今開いておりますが、まず、指定管理者の内部統制について、市がどこまで関与できるのかというのはあるかと思えますけれども、アスタリスクの3項目を読んでいると、所長の単独行動ですよね、これはまさしく。つまり、本当に基本的な経理に関するダブルチェックの体制が全くできていなかったということが読み取れると思うんです。本当にこれは基本的なところで、そのダブルチェックをするということについて、指定管理者に内部統制をしっかり整えるということを目指することはできますか。できるんでしょうか、仕組みとして。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

荒木委員からご質問いただいた点でございます。こちらの指定管理者のほうも、通常の指定管理業務、要は指定管理者の経理を通じた会計につきましては、しっかりとダブルチェック、複数の目で行われてございました。今回はそもそも入り口のほうが前所長の実態のない架空の実行委員会であったということで、実質、荒木委員がおっしゃっていただきましたように1人で管理していて1人で持っておった通帳であったということが非常に大きな問題であろうかと思えます。

今回、再発防止策といたしましては、荒木委員がおっしゃっていただきましたように、指定管理者及び市のほうも他団体から収入を受けていただく場合は全体像を把握しておくことでおっしゃっていただいたようなダブルチェックの目を利かせていきたいと。指定管理者が主催事業として指定管理者の責任と費用にて行うという点におきましては、ちゃんとルールにのっとり財源を引っ張ってきていただいて事業を充実していただくことは非常にありがたい部分かと思えますので、そのような場合はきちっとルールにのっとり複数の目でチェックをしていっていただきたいというふうに考えております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ですから、その事業が行われているということも市が把握できれば、そこにももちろんちゃんとダブルチェックができていのかどうかを確認することができるけど、それが今回は見えない部分でやられてできなかったということですね。

その続きとして、同じく市のチェック体制のところにもモニタリング調査のことが出ています。今、課長からも事前にちゃんと把握するような協議をとりましたけれども、モニタリング調査の中に少年自然の家の設置目的に沿った他団体の委託事業や助成金について、その有無や状況を確認する手続を備えていなかったと書かれていますので、ここをそういったことが確認できるような手続が行えるような準備についてはきちんとこれからされていくということによろしいでしょうか。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

まず、こちらのモニタリング調査におきましての他団体からの委託助成でございますが、まず、再発防止対応方針等にもお示しさせていただきましたように、他団体等からの助成金、委託金等がある場合は、事前に指定管理者も市のほうもしっかりと把握をして、ルールにのっとりたようなチェックをさせていただくことで把握は可能かと考えております。

○ 荒木美幸委員

そこは今後きちんと整備をしていくということでいいですね。

それともう一点、これは少し視点が違うんですけど、今回、内部の方の告発で発覚したということになるかと思えます。非常に最近多いですからよくあるんですけども、大事なことは、告発をした方の保護ですね。やはり場合によっては不当な異動をさせられたりとか、いろんな企業の中でせっかく勇気を持って告発したにもかかわらず、やはりそういったいろいろな対応、非常にマイナスな対応をされることもあるという場面もあるということで、今法律でもそういったことをしっかり整備していこうという動きもある中で、告発をした方がその企業において冷遇をされないように、そこはきちんと保護してあげるということを市のほうからもそれは一言口添えしてあげていただければと思います。

以上です。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

ありがとうございます。

指定管理者のほうも荒木委員おっしゃっていただきましたように、こちらは公益通報者保護制度にのっとりた内部情報提供ということで、非常に情報提供者の方のことを心配しております、そちらのほうも冷遇されるようなことがないように、こちらからもお願い

していきたいというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

○ 川村幸康委員

手続を備えていなかったというのは、備えておらなあかんだのに備えていなかったのか、どっちやったん、これ。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

現状の制度では、今回、実態のない実行委員会による単独でのことでございますので、当然として備えていなかったというところはございますが、川村委員も先ほどおっしゃっていただきましたように、再発防止のためにはそういったものもしっかりと事前に他団体からの収入がある場合は全体を把握することで再発が防止できるのではというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

当然、指定管理者やその他の財団でも受託事業と自主事業があるんやとすると、定めはなん。例えば俺の知っている財団やら指定管理者でも、自主事業の名の下に、例えば少年自然の家やったらカブトムシや自然の写真を撮って、それを本にしてみんなに売るとか、物販もええわな、指定管理者。そんなことをするのは全部市に報告せなならん定めになっておるのか、そうじゃないのか。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

指定管理者のほうには必ず報告をしなければいけないというふうに今回確認しておりますが、指定管理者が市のほうに必ずしも報告しなければいけないかといいますと、先ほどお答えさせていただきましたように、指定管理者がルールにのっとって他団体からの助成金等を引っ張っていただいて事業を充実していただく分には問題ないということではありましたが、今回の件を受けまして、そういった場合も市に協議をするように改めてまいりたいというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

改めてまいるのは今回の件を受けてやろう。そうすると、今後、ほかのあるやん、市が任せている指定管理者、そんなのもそういうのを含めてやっていってもらおうということでええの。全部、四日市市が渡しておる指定管理者、たくさんありますやん、モニタリングレポートに書いてあるような。あれは全てやっていくということ。そこらの統一性は持つておらへんの。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

今回のところ、私どもの少年自然の家について、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

こういった事例が出たので、やっぱり全体的にそういうもののチェックはどうなんかにいって、私が今西村課長に聞いておるのは、どっちかといくと、そもそも初めから指定管理者にそれがなかったのかなと思ってさ。自主事業と受託事業に分けてやらせておるのやで、自主事業をしていくと自分で収益を上げるような収入源を得ていくわけやで、それに対しての定めが。

○ 竹野兼主委員長

今、川村委員が言われた指定管理者の部分のところについては、多分、総務常任委員会のほうで大きく全体を見ていただいている状況があると思っています。そんな中で一つの事例としてこういう問題が起こった。その部分を改めて総務常任委員会の委員長なりに、そういう問題があったので、今後しっかりと検討するべきではないかという意見を申し述べたいというふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

お願いします。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、そういう形で、一番基になる総務常任委員会の委員長のほうにお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他にご質疑はございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたしたいと思います。

なお、先ほどの秘密会について、会議録に関しましては秘密会として開催した部分全体が非公開となりますが、委員の皆様をはじめとする出席者に守秘義務を課すに当たりまして、議事の全てに秘密性があるわけではないということで、その秘密性のある部分を特定する必要がありますが、先ほど川村委員のほうから意見をいただいた部分のところも含めてどういう語り方をするのかご意見をいただきたいと思います。

今、秘密会ですと言い始めて秘密会を閉じましたという部分のところ、全てを秘密会として行うのか、それとも、川村委員の多くの意見の部分のところについてはその他のところの部分もあったのかなというふうに実は私は思っています。その部分のところは委員長のほうにお任せいただいて、秘密とする部分についてはこちらにらせていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、この事業計画書の実行委員会の氏名や団体などの部分についてを秘密の議事として、その他の部分については秘密性がないというような取扱いにして報告を行いたいと思いますので、よろしく願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それではこれでこども未来部の審査は全て終了しました。

理事者の皆様はご退席をいただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、もうしばらくお待ちください。

じゃ、その他の部分のところで、6月定例会議会中の所管事務調査については、今朝から行わないということで確認していただきました。8月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについて、議会運営委員会で示されたとおり、10月9日としたいと思いますが、それについて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

開催場所については、2月定例会議会の議会報告会会場であった四郷地区市民センター2階大会議室で実施することが議会運営委員会で確認されておりますので、よろしく願います。

なお、6月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングにつきましては、7月8日水曜日18時半から総合会館7階第1研修室で行われますが、委員長は出席し、他の委員につきましては任意となっておりますので、この際、お伝えをいたします。皆さん出席していただければ。ただ、密の状況になるということも避けなければいけない。

それでは、今日も朝の話でありましたが、休会中の所管事務調査についてお諮りさせていただきます。

令和2年7月28日火曜日午後1時半から、この日程しか状況としてはないというふうに聞いておりますので、調査項目についてをお諮りしたいと思います。何かございますでしょうかというか、先ほども言いました、まず伊藤委員より、学童保育と小学校の役割分担との連携についてといった調査事項が提案されておりましたが、これの調査を行いたいと思っておりますが、それを含めて、それ以外に何か事項はございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

28日は今委員長おっしゃったメニューが結構ありますので、必ずしも7月28日というふうには思っていないんですけれども、今年度中にもし可能であれば、今回コロナ禍という状況もあったんですけれども、子供の貧困対策、この計画が今回一般質問でも今後の子ども・子育て支援計画にのせていくという明確なことも未来部長からの答弁もあったかと思

いますので、もう少しそういった内容について委員会で協議ができたならというふうに思っております。

○ 竹野兼主委員長

今、荒木委員のほうから提案をいただきました。子供の貧困対策について、委員の皆様からご了解をいただければ、先ほど、伊藤委員からの提案の学童保育と小学校の役割分担の次にその方向で進めていきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、管内視察、行政視察について、まず皆さんにお諮りをしたいと思います。

最初に正副委員長のほうに任せるよというふうに言っていたところではありますが、管内視察、行政視察、どうなんや、やるべきじゃないかという意見もありましたので、正副委員長としまして少しだけ、管内視察の部分のところなんです、教育委員会の河原田小学校、ICT教育、授業の様子ということで、市内でもICT教育が進んでいる学校の一つ、モデル校として出ているところですが、その授業風景を視察してはいかがかなというふうに思って提案をさせていただきたいと思っておりますが、委員の中にここはどうしても行きたいところがあるんだというのがあればご意見をいただきたいと思います。ここの河原田小学校の部分のところについても、いつもであれば管内視察の後に理事者側との懇親会がありますが、理事者側との懇親会はこちらで中止を考えさせてもらっております。河原田小学校の部分のところについても、現場に集合していただいて現地で解散をというような、一応案としては考えておりますが、皆さんのご意見がいただければと思っております。いかがでしょうか。

この部分のところについては、場所だけ一応確認できたら、学校側のほうの日程も必要ですので、また改めて……。

○ 川村幸康委員

夏休みやあんなので学校現場はええの。

○ 竹野兼主委員長

時期的に管内視察、今、川村委員が言われた部分のところで配慮するのであれば、この夏休みではなくて秋でもいいのかなと思います。そんなような状況での管内視察、ここの委員会におかれましては1期生の委員の方が3人もいらっしゃるということもあって、できたら一つでも二つでも管内視察ができたらなというふうな思いで提案をさせていただいているんですが、子供たちの環境も考えるとという意見もありましたので、もう少し涼しくなってから、コロナ禍が落ち着いたあたりのところからを日程的には検討していきたいと思いますが。

○ 川村幸康委員

うちの神前小学校やと、親は学校へ不要不急で来るなという通知がまだ出ておるんやわ。それともう一つは、私はするのかなと思ったら、花火大会まで早々と、それはたくさんの方が来るでよう分かっておるしあれなんやろうけど、運動会もちょっとどうなんやろうなというのが、春はないので秋どうしようというところもあって、保護者を呼ばんとこか、小学6年生の親だけにしようかというのが出ておる中でいくとどうなんやろうなと思って。やるのは全然悪くないんやけど、現実には学校の、俺もまだ小学生がおるで、なかなか、そんなこと議会が打診してくるなよという親もたくさんおるのかなと俺は思っておるの。そこらはちょっと配慮したほうが。あかんということやないんやけど。

○ 竹野兼主委員長

すみません。今回、管内視察はあったほうがいいんじゃないかという部分のところ、また、これ以外のところに、学校の見学じゃなくて、例えば施設を見に行きたいという部分があれば、意見をいただいた中で柔軟に対応していきたいと考えております。ただ、コロナ禍の部分のところについても検討していく。今回、私はあくまで、こんなのがあつたけど、提案させていただきましたが、学校の現場を見てもらうというのはもう少し落ち着いた部分のところで、これについては反対というわけじゃないと言いましたけど、状況を勘案するとこの部分については取下げさせていただきながら、また次の休会中の調査の折にももしここのところを見に行きたいんだと、特に1期生の委員の皆さんがいらっしゃいますので、何かありましたら順次柔軟な対応をさせていただくということをお約束させていた

だいて、管内視察の部分のところについては対応していくということでご了承いただけますか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その形でさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、行政視察につきましては、受け入れる市の状況、また、他委員会の動向も踏まえながら、実施の有無を含めて引き続き検討していきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、最後に分科会長報告、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

それでは、以上で全ての事項が終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりお疲れさまでございました。ありがとうございます。

16 : 53 閉議